

令和7年度

**「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会資料**



北海道日本型直接支払推進協議会

令和7年度「とんぼの未来・北の里づくり」 事例発表会次第

日 時 令和8年2月17日 13:00
場 所 旭川市民文化会館1F「大ホール」

1. 開 会

2. 主催者挨拶

北海道日本型直接支払推進協議会会長 菊 地 博
(北海道土地改良事業団体連合会会長)

3. 基調講演

「雑草対策全体に共通する基礎知識」－耕作地外雑草への対応を考える－
NPO 法人緑地雑草科学研究所/京都大学 名誉教授 伊 藤 操 子 様

4. 講 演

① 「旭川広域協定事務局の実務内容について」

旭川土地改良区建設課長 鈴 木 将 浩 様

② 「中山間地域におけるラジコン草刈り機の活動事例」

大雪土地改良区工務課課長補佐 永 山 大 嗣 様

5. 事例発表

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会における現地視察研修報告
「香川県における本交付金の取組事例」

美唄市農地環境保全会会長 谷 津 良 一 様

6. 課題共有

① 「機械の安全使用と機能診断・補修技術について」

北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課主幹 渡 谷 和 男

② 「中山間地域等直接支払交付金の制度概要について」

北海道農政部農村振興局農村設計課主査 並 川 敏 万

7. そ の 他

8. 閉 会

北海道日本型直接支払推進協議会副会長 川 畑 恭 章
(北海道農政部農村振興局活性化支援担当局長)

基 調 講 演

**雑草対策全体に共通する基礎知識
－耕作地外雑草への対応を考える－
P3～P24**

雑草対策全体に共通する基礎知識 —耕作地外雑草への対応を考える—

令和7年度「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会

02/17/2026



NPO法人緑地雑草科学研究所/
京都大学名誉教授
伊藤操子

1

雑草問題・対策を考えるうえでの 北海道と本州との違う点

- ・ 農業体系
- ・ 気候的背景
- ・ 中山間農地が少ない

北海道と本州との共通点（最近の傾向）

- ・ 雑草問題が増えている
- ・ 気候変動：温暖化・梅雨
- ・ 管理不足＝労力・経費の不足
- ・ 耕作放棄地の増加

2

お話ししたい項目

1. 雑草対策の基本的考え方
2. 雑草を知る
3. 防除手段を知る（刈取り/機械的方法）
4. 防除手段を知る（除草剤/化学的方法）
5. 雑草管理のプログラム化を
6. まとめ

3

農地周り雑草対策の現状は

- 草刈り（除草＝掃除）の繰り返しで対応している
- 人手不足である：高齢化・就農者の減少
- 除草経費の削減
- 対象雑草が、昔より質・量ともにやっかいな状態になっている
- 雑草問題がやっかいになったのは、不可抗力？
本当にそうか？何かを間違えてきたのか？

状況の改善は不可能ではない

- 対策のツールは十分揃っている。あとは使い次第
- ただし、改善には正攻法で臨む
*特效薬や素晴らしい方法が突然わいてくるわけではない。
怪しい方法に期待し飛びつかない*

4

雑草を前にしたとき、人がとる行動

結果管理（対症療法）と要因管理（原因を見極めて排除）とがある

A「除草：Weeding」

目の前の草を取り合えずなくしたいための作業＝刈取り除草

B「雑草管理：Weed Management」

雑草問題を本当に軽減したいための一連の行動＝

何が問題で、問題をどの程度軽減したいのか目標を設定し、
プロセスを踏んだ計画的な行動

*A. の繰り返しは、病気を治そうとせず、
解熱剤・痛み止めを飲み続けているのに似る*

5

雑草対策の目的は

- 雑草（もの）の排除ではなく、雑草の被害（こと）の排除
- 何の被害をどの程度無くしたいのかを明確に

<無くしたい被害>

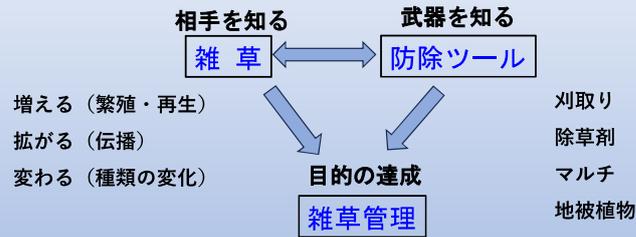
例えば

- ・ やっかいな種類の雑草の耕作地への侵入
- ・ 耕作地への病害虫の侵入源になる
- ・ 景観・視認性を低下させる
- ・ 害獣の餌や移動通路になる
- ・ 各種の作業の支障になる
- ・ 雑草管理がより困難になる雑草の質・量の変化

6

「雑草管理」＝雑草対策の目的を達成すること

- 「戦略」をもって行うこと：雑草の戦略に対抗するために

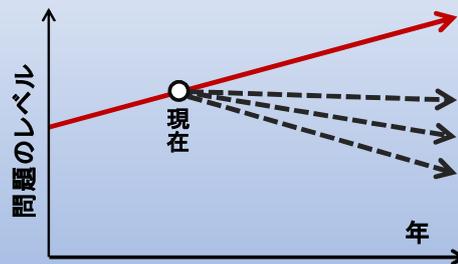


- 「戦略」に必須の要素
 - ・ 正確な目標設定
 - ・ 「雑草」と「管理ツール」について基礎知識

7

雑草対策を考え直す

- このままの従来の管理を続けると問題は加速・増大する。



管理コストを変えずに従来からの管理を継続した場合（実線）と最適管理をした場合（破線）での植生問題レベルの変化

8

お話ししたい項目

1. 雑草対策の基本的考え方
2. 雑草を知る
3. 防除の手段――刈取り（機械的方法）
4. 防除の手段――除草剤（化学的方法）
5. 雑草管理のプログラム化
6. まとめ

9

雑草とは

- ・人間の活動が作り出した植物群
- ・生活環：一年生と多年生がある
- ・共通の性質：ふえる・ひろがる・かわる

やっかいな雑草種（北海道耕地外）

今回の聞き込み

ガガイモ
 オオハンゴウソウ
 キクイモ
 ススキ
 ササ
 アレチウリ
 外来ヒユ類

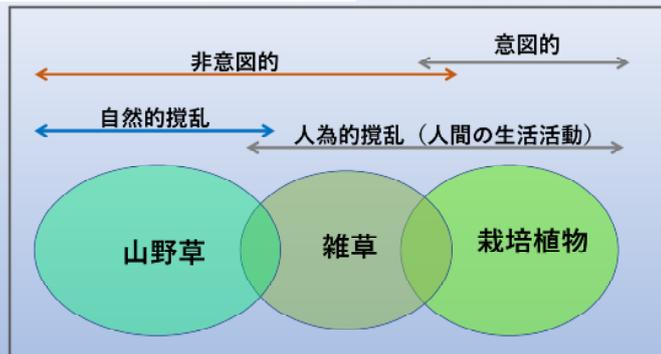
前からある大型雑草

エゾノギシギシ
 オオイタドリ
 アキタブキ
 タンポポ類
 セイタカアワダチソウ
 オオヨモギ
 ヨシ

下線は多年生

10

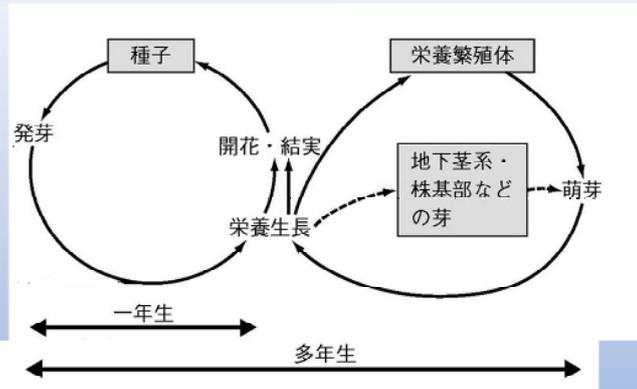
雑草は人為攪乱依存植物である



- 人間が意図して育成するものではないが、人間の活動に依存して存在する草本植物：人間によってつくられたもの

11

生活環：一年生と多年生がある



- ◆ 一年生雑草：数か月以内に一生を終える。夏雑草と冬雑草がある。
- ◆ 多年生雑草：2年以上何年にもにわたって生き続ける。
 毎春、地下や地際にある‘芽’から再生する。
 刈取りで地上部を損傷してもすぐに茎葉を再生する。

12

共通の性質：ふえる

- ① 種子繁殖
- ② 栄養繁殖・再生

- ◆ 雑草は作物と比べてはるかに大量の種子を生産する。
- ◆ 雑草種子は通常数年～数十年も生きるので、土の表面や土中に沢山溜まる。そして、良い季節が来たらこれらの一部が芽をだしてくる。
- ◆ 多年生雑草は、種子で増えるだけでなく、栄養繁殖もする。
- ◆ 多年生雑草は、地下部から毎年芽を出して占有域を拡大しながら増えていく。刈取りに対して再生する。

13

ふえる：①種子繁殖

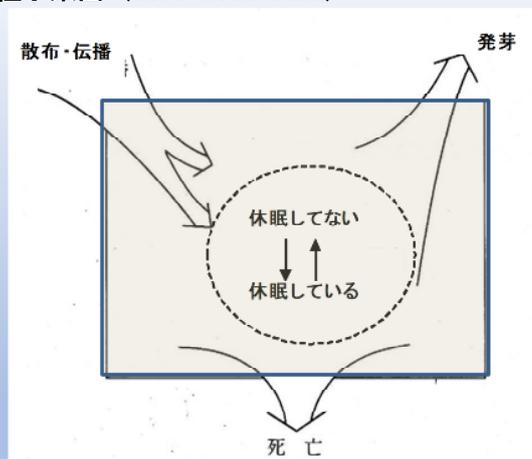
- ◆ 前繁殖期間（栄養成長期）が短く、小さな種子を多く着ける。
早産性・多産性

	イネ	ダイズ	メヒシバ	ヒメムカシヨモギ
種子1000粒の重さ	40g	470g	0.7g	0.03g
1本がつくる種子の数	1000粒		33000粒	133000粒

- ◆ 生育に不適な時期に発芽しない様に、種子休眠性を持つ種が多い。
→ 埋土種子集団 (soil seed bank) を形成している。

14

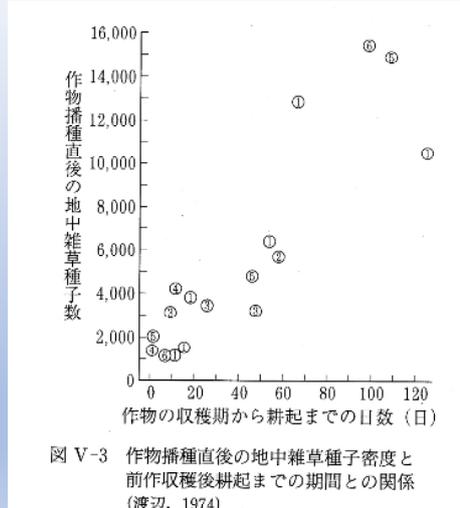
埋土種子集団 (soil seed bank)



- ◆ 休眠性→種子の寿命が長い→土の中に種子が蓄積
- ◆ 生育好適時期の到来を感知して一部の種子が発芽

15

埋土種子量/m²の例（十勝 作物畑での調査）



16

ふえる：② 多年生雑草の再生と栄養繁殖

1. 拡張型 (creeping perennial)

根茎 (ライゾーム) : セイタカアワダチソウ
アキタブキ, ヨシ, オオイタドリ

クリーピングルート : ガガイモ

塊茎 : キクイモ

2. 単立型 (simple perennial)

株基部の短縮茎 : ギシギシ, タンポポ, オオオキンケイギク

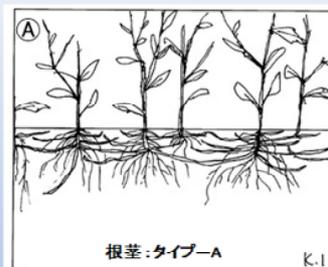
株分け, 断片からの萌芽 : タンポポ, ギシギシ

地下茎とは、地下にある「茎」組織、根茎・塊茎・短縮茎の総称

17

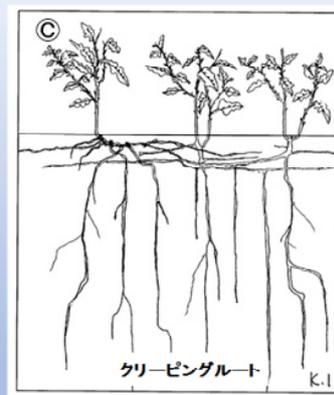
1. 拡張型：基本形

<根茎>



セイタカアワダチソウ, ヨシ
アキタブキ, オオイタドリ

<クリーピングルート>



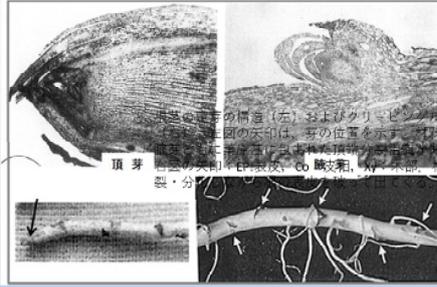
ガガイモ, セイヨウトゲアザミ
セイヨウヒルガオ

18

再生の芽

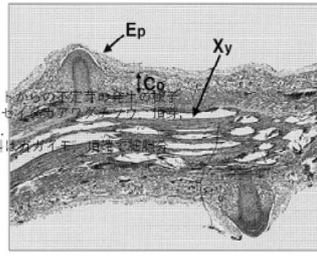
<根茎>

定芽 (腋芽・頂芽)



<クリーピングルート>

根生不定芽



根茎の定芽の構造 (左) およびクリーピングルートからの不定芽の発生の様子 (右)。左図の矢印は、芽の位置を示す。材料はセイタカアワダチソウ。頂芽、腋芽ともに葉原基に包まれた頂端分裂組織がある。
右図の矢印：Ep:表皮, Co:皮相, Xy:木部。材料はガガイモ。頂端で細胞分裂・分化しながら根の表皮を破って出てくる。

19

クリーピングルート

ガガキモ



足利和紀氏提供



0

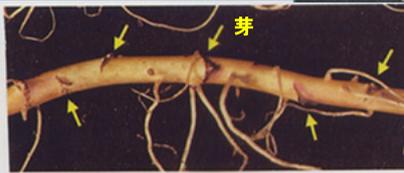
ガガイモ



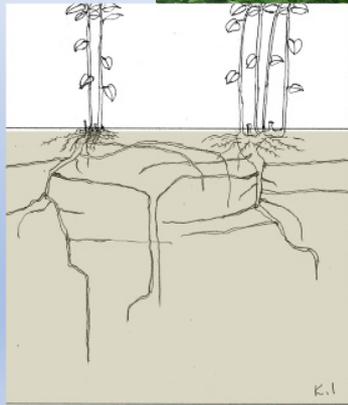
21

根 茎

セイタカアワダチソウ



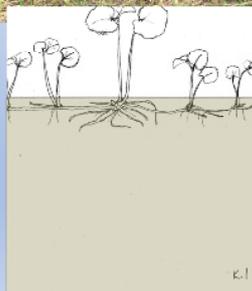
オオイタドリ



23



アキタブキ



24

塊 茎



キクイモ



写真：浅井元朗 植調雑草大鑑より



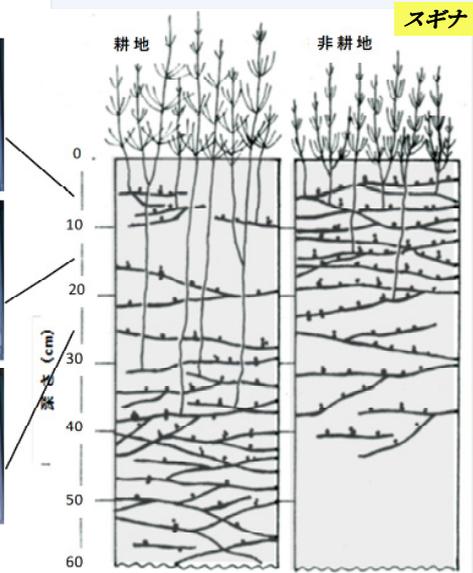
スギナ



26



塊茎と根系の量
(50cmx50cmx10cm)



27

シバムギ



28

ヨシ



29

2. 単立型 (simple perennial)

エゾノギシギシ



30

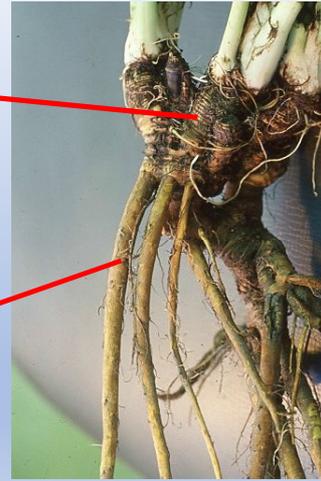
エゾノギシギシ



短縮茎（株基部）より再生



直根断片による繁殖



株分かれが起こる 31

セイヨウタンポポ



根がらせん状にほどけて株分かれます



短縮茎（株基部）より再生



直根断片による繁殖

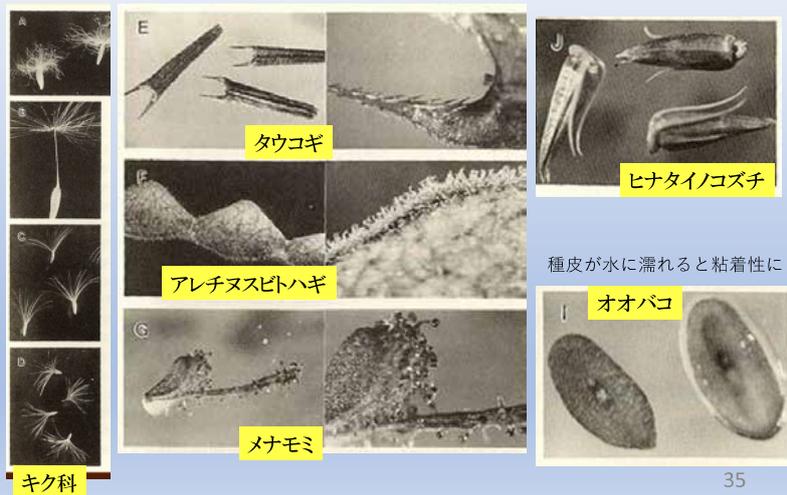
ひろがる：遠くにまで伝播する

伝播・拡散する経路

- ◆ 雑草には、種子が非常に軽く毛（冠毛や基毛）がついていて風で遠くに運ばれる種類がある。
- ◆ 鉤状のとげや粘着力で人や動物に着いて運ばれる種類がある。
- ◆ 果実が鳥や動物に食べられる種類は、遠くで種子が糞に出される。
- ◆ 耕地整備・造成工事の客土や、植木・芝を移植する際の根鉢・ソッド・に雑草種子や地下茎の断片（栄養繁殖体）が混入したり、作業機械に絡まってりして別の地域に移動する。

34

伝播の仕掛けをもつ種子（例）



35

家畜の摂食（糞）によって移動

家畜の消化管を通過した後の雑草種子の発芽性（+は発芽可能）

草 種	ウマ	ウシ	ブタ	ヒツジ
シバムギ	+	+	-	+
メヒシバ	-	+	+	-
エノコログサ	+	+	+	+
ハルタデ	+	+	+	-
シロザ	+	+	+	+
アオゲイトウ	+	+	+	+
ツメクサ	-		+	+
ハコベ	+	+	+	+
スベリヒユ	-	-	+	+
ワルナスビ	+	+	+	+
ヤエムグラ	-	-	-	-
セイヨウタンポポ	-	-	+	+

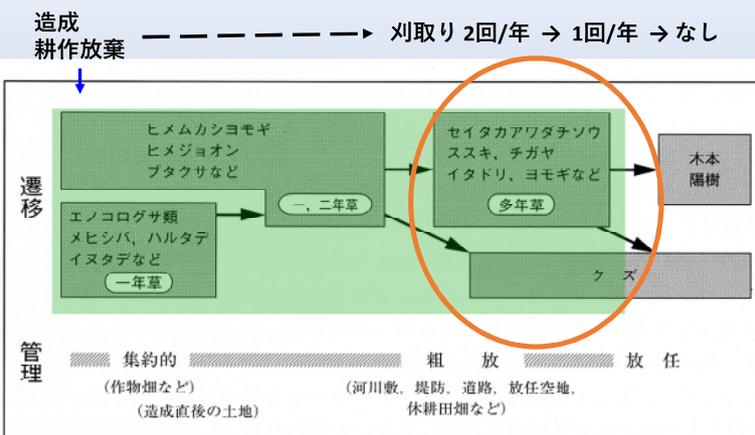
36

<かわる> 種類の変化は、常に起きている

- 植生遷移（自然に変わっていく）
一年草→多年草→木本
→クズ
- 人為的要因（人間の管理によって変わる）
刈取りの回数・時期・高さ
除草剤の種類、処理時期
外来種・遺伝子の侵入
- 環境の変化（温暖化、ヒートアイランド化、エアロゾル）
生育期間の長期化
暖地・亜熱帯植物の北上→分布域の拡大
個体の巨大化

37

遷移：現在見る植生は遷移のいずれかの段階



近年、遷移の進行が早まっている

38

お話ししたい項目

1. 雑草対策の基本的考え方
2. 雑草とは
3. 防除の手段――刈取り（機械的方法）
4. 防除の手段――除草剤（化学的方法）
5. 雑草管理のプログラム化
6. まとめ

39

雑草対策ツールのいろいろ

- 機械刈り 植生の維持管理
 - 化学物質（除草剤） 植生の改善
 - 防草シート
 - 植物系発生材（チップス等）
 - 地被植物（シバ類，ダイコンドラ等）
 - シート緑化（防草シート+シバザクラ等） . . .
- 全植生の制圧
+ 景観改善

- ◆ 刈取りは本来，植生維持の手段であり，雑草防除手段ではない。
- ◆ 除草剤は刈取り代用手段ではない，除草剤でないとできないことに活用すべき。

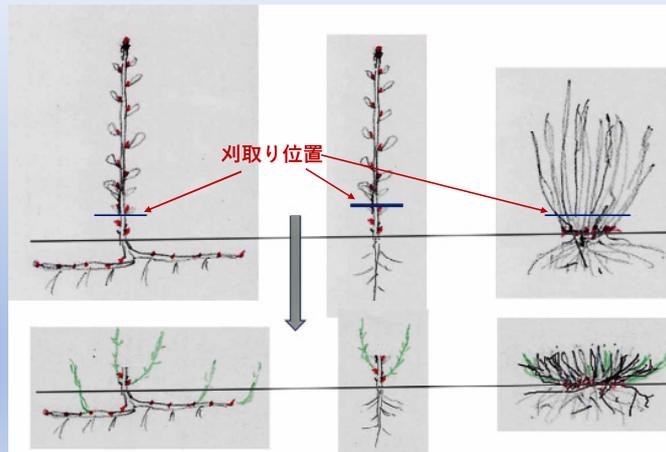
40

雑草の反応からみた刈取りとは

- 本来，再生を促す「植生維持」の手段である。
例えば芝生は，刈取りがないと衰退する。
- 刈り取られた多年草には「頂芽優性」が働いて，茎葉を再生する。
- 刈取り回数が多いとイネ科中心の植生になる。
- 刈り取られて地表に光が届くと，雑草の発芽（とくに夏雑草）が促進される。
- 種子が成熟・落下する前に刈り取ることは，埋土種子量を減らすうえで重要である。

41

頂芽（生長点）が腋芽の萌芽を抑えている。
刈り取られると頂芽優性がなくなり，腋芽が萌芽して茎葉が増える



42

刈取りは通常多年草のシュート数を増やす

(例：ヨモギ)



再生茎数：4本→9本に
 6本：茎基部腋芽から
 2本：根茎腋芽から
 1本：根茎頂芽から



再生茎数：2本→6本に
 1本：根茎腋芽から
 5本：根茎頂芽から

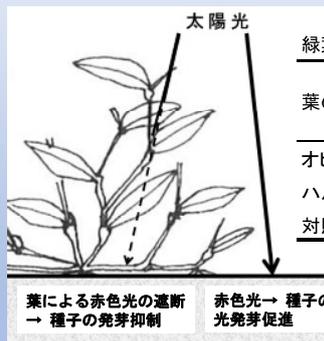


- 刈取りで茎数増加とくに7月刈り
- いろいろな芽から再生
 茎基部腋芽、
 根茎頂芽・腋芽

43

刈取りは種子からの発芽を促す。

雑草種子は光発芽性が多い。



緑葉を透過した後の赤色光と近赤外光の量(岡崎ら、2004)

葉の種類(枚数)	光の波長(nm)		
	660 赤色:R	740 近赤外:F	R/F比
オヒシバ(5)	2.31	0.28	8.25
ハルジオン(3)	2.28	0.28	8.14
対照	28.28	1.11	25.48

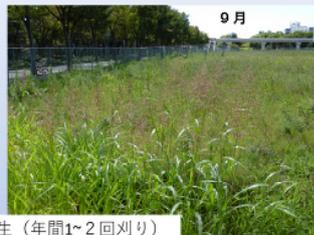
単位: mol/m²/s

緑葉による発芽の抑制(緑陰効果)

44

回数(頻度)の影響

刈取り回数が増えるイネ科が優占
(事例: 放任空き地)



もともとの植生(年間1~2回刈り)

2018年:3回刈取り

2019年5月



45

現在は市民公園に：年間5回程度刈取り



イネ科雑草（シマスズメノヒエ、メヒシバ、チガヤなど）+芝約30%

46

高頻度の刈取りで一年草植生を維持（事例：放任空き地）



放棄7～8年後の乾田。クズ、セイタカアワダチソウ等大型多年草、カナムグラの侵入、近隣の市街地植生に同化。

放棄5年の乾田。周辺からセイタカアワダチソウ、車道からメリケンカルカヤの侵入・優占化。



放棄約20年の乾田。年間数回の刈取り・刈草堆肥（＋一部は秋耕）を継続。植生は一年草/イネ科優占。

47

（つづき）

被度と草高から概算した放棄水田植生間の草量の違い（単位はm³/ha）

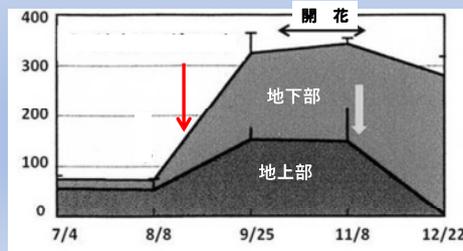
草種	放棄20年 年数回草刈り	放棄7,8年 放任	放棄20年 草刈り	放棄25年 時々草刈り
一年生				
アキノエノコログサ			1,000	
エノコログサ	1,600		500	
キンエノコロ	1,400		500	
アキメヒシバ				
メヒシバ	1,800			
コブナグサ	2,000			
イヌタデ	200			
多年生				
ススキ		6,400	4,625	2,300
セイバンモロコシ			1,500	
カゼクサ		600		
チガヤ		400		
チカラシバ		400		
メリケンカルカヤ		2,600		
セイタカアワダチソウ		1,500	3,500	20,000
総計	7,000	11,900	11,625	22,300

48

時期（季節）の影響（事例：セイタカアワダチソウ）

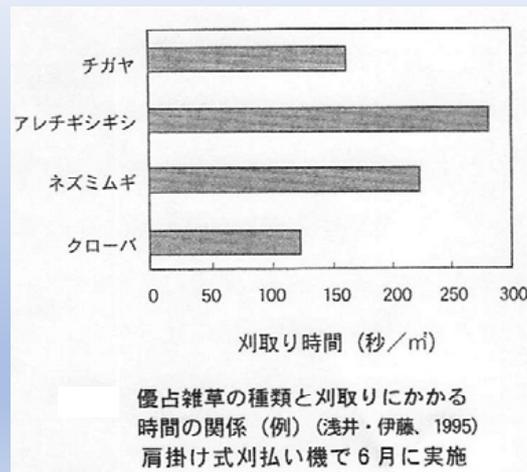
刈取り時期	草高		花序形成	地上茎数	地下部の蓄積*
	刈取り時	生育終時			
6月	100cm	80cm	正常		94
7月	140cm	70cm	正常	増加	97
8月	180cm	60cm	小型化	増加	67
9月	200cm	20cm	なし		100

* 生長終了時の地下部現存量、9月刈取りに対する比数
前中 2001, 中島ら2000を基に作成



49

雑草の種類の影響（事例：果樹園）



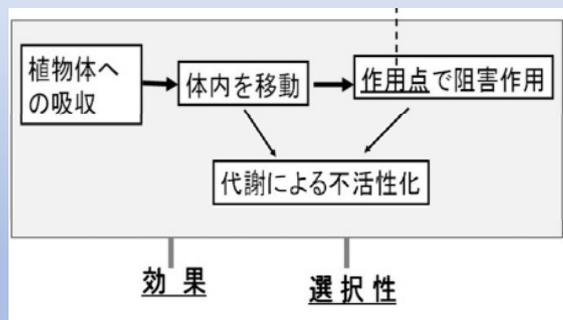
50

お話ししたい項目

1. 雑草対策の基本的考え方
2. 雑草とは
3. 防除の手段――刈取り（機械的方法）
4. 防除の手段――除草剤（化学的方法）
5. 雑草管理のプログラム化
6. まとめ

51

効果発揮へのプロセス



52

作用点とは

- 薬剤が結合したりその働きを受けることで機能異常を起こし、最終的に殺草作用につながる端緒となる分子や反応（Pinpoint的）
- 世界の除草剤は作用点—基本化学構造組合せで29グループ、作用機構から16種類に分類されている
- 大半の作用点は植物にしかない作用である。
 - (例) ・ 光合成光化学反応Ⅱの電子伝達系…**尿素系剤**など
 - ・ 分岐鎖アミノ酸合成系のALS/AHAS合成酵素…**ビスピリバックNa**など
 - ・ 環状アミノ酸合成系のEPSP合成酵素…**グリホサート**など
 - ・ 脂肪酸合成系のACCase(酵素)…**フルアジホップ**など
 - ・ 核酸プリン塩基合成…プリンの前駆物質の葉酸合成阻害…**アシュラム**
 - ・ セルロース合成阻害…**イソキサベン**など

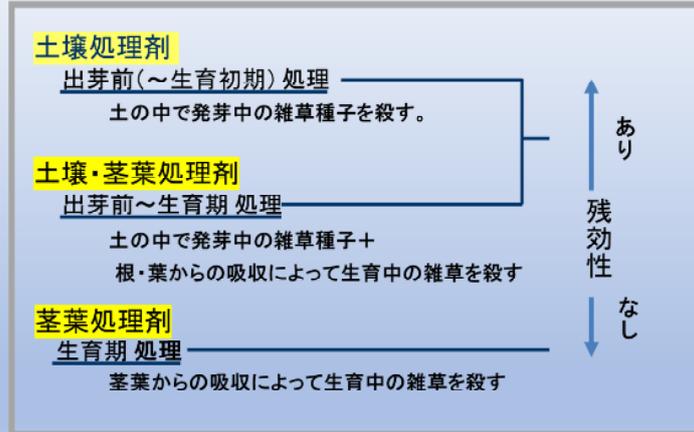
53

作用を特徴づける3つの特性

「残効性」	<p>土壤中で活性をもったまま長く残り、雑草の発芽を抑えたり根から吸収されたりする除草剤と、すぐ分解あるいは土壌吸着され活性を失う除草剤がある。</p> <p style="text-align: center;">非残効性 ←→ 残効性: 長～短</p>
「選択性」	<p>植物(作物や雑草)の種類によって、効果の強さが異なること。</p> <p style="text-align: center;">非選択性 ←→ 選択性: 一年生—多年生、イネ科—広葉属間, 種間</p>
「移行性」	<p>活性成分が植物体内をよく移動する除草剤とそうでない除草剤がある</p> <p style="text-align: center;">非移行性 ←→ 移行性: 地下部の生長点まで移動可</p>

54

残効性

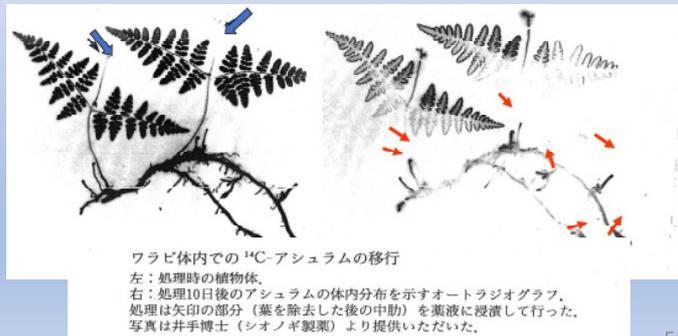


55

移行性除草剤：地下部へ移行し作用点で働く

光合成産物（糖）に移行に伴って、糖を必要とする部分（地下部の貯蔵器官および生長点）に移動する。→ 生長点でのタンパク合成、核酸合成の阻害 → 萌芽の阻止 → 植物体の枯死

地下部の芽の発達(赤→)を阻害。地下部（根）を枯らすのではない

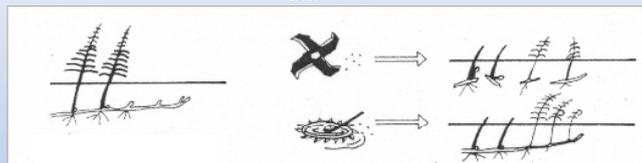


56

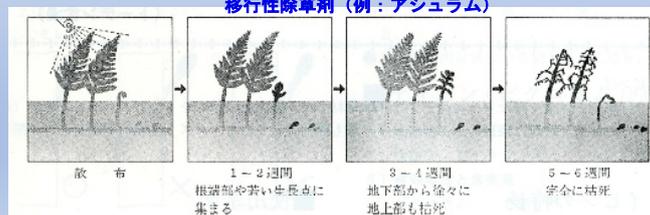
刈り取りではできない再生抑制・枯死

→ 地下部に移行する除草剤しかできない。

機械的方法



移行性除草剤（例：アシュラム）



<林業用除草剤使用の手引より>

57

除草剤抵抗性変異型

発現の原因：ある雑草の集団が除草剤という淘汰圧に連続的に曝されたとき、その集団にごくわずかな数存在していた抵抗性の個体が、感受性集団の競争力の低下の結果優占化する。

発現の引き金：同じグループ（同じ作用機構をもつ）除草剤の連用

抵抗性の機構：通常、各除草剤の作用点（植物体内の特定の生合成系に関わる酵素や物質）の構造上の僅かな違いによる。

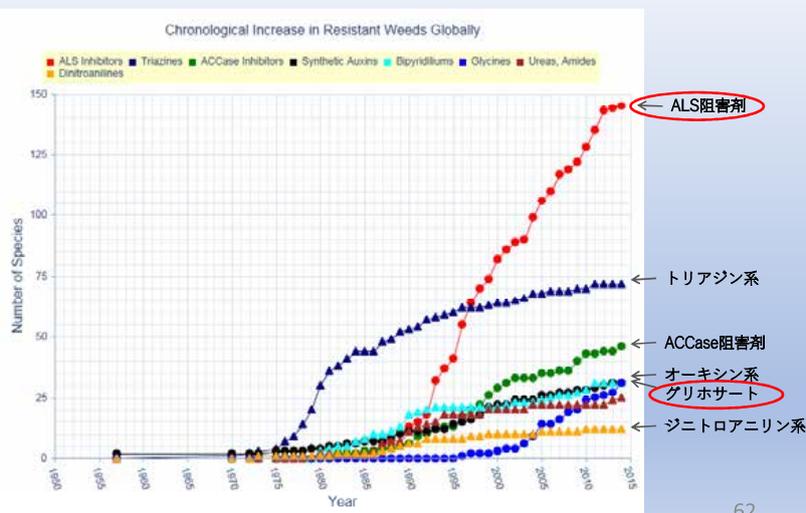
世界中での動向：世界中で増え続けている。
スルホニルウレア系 (ALS阻害剤) で最も発現しやすい。

日本の非農耕地での発現：グリホサート、シマジン、パラコート
スルホニルウレア系

61

世界における除草剤抵抗性雑草の増加

2014年10月31日現在



62

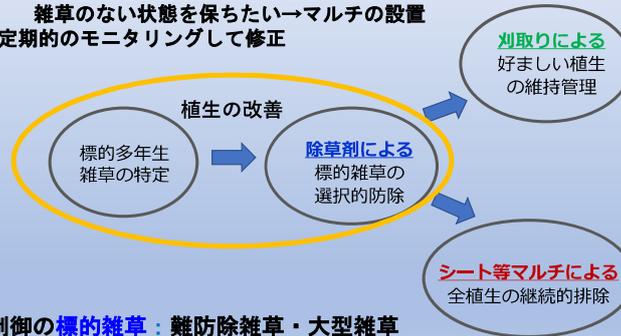
お話ししたい項目

1. 雑草対策の基本的考え方
2. 雑草とは
3. 防除の手段――刈取り（機械的方法）
4. 防除の手段――除草剤（化学的方法）
5. 雑草管理のプログラム化
6. まとめ

63

雑草管理プログラムの基本：ツールを適材適所に

- まず除去したい雑草を、適切な除草剤のスポット処理で退治する。
＜植生の質的改善＞
- 維持管理は利用目的によって決める
雑草植生を維持したい→刈取りの継続
雑草のない状態を保ちたい→マルチの設置
- 定期的のモニタリングして修正



- ◆ 制御の**標的雑草**：難防除雑草・大型雑草
栽培植物へ被害を与える
人間に有害（傷害雑草・有毒雑草など）

64

まとめ：農地まわりのやっかいな雑草対策に向けて

- 1) 雑草は人間がつくった“非常に賢い生き物”，人間のあらゆる所作に反応して生き延びる。
- 2) 農地まわりの雑草植生は、主に大型多年草で構成される。これらは刈取りに対して速やかに再生する性質をもつ。
- 3) 年に1, 2回の刈取りでは、この繁茂を変えることができない。現実には、むしろ温暖化等の環境変化で猛威が加速する傾向にある。
- 4) 刈取りを楽にする（効率化＝労力・コスト削減）には、まず、やっかいな草種を特定して順次駆除することである。
- 5) これを的確に実施するには、除草剤の精緻な性質を活用する以外にない。標的雑草への選択性・地下部への移行性からみて最適な薬剤を選択する。

（つづく）

65

- 6) 適剤を選択しても効果は処理時期・薬量・処理方法等によって変動する。したがって、適用の際には剤の選択も含め専門家と相談するのが望ましい。
- 7) 問題雑草が駆除された後は、植生を維持したい場合は刈取りの継続を、雑草植生をなくしたい場合は防草シートその他のマルチ、芝などの被覆植物を適用する。
- 8) 雑草は容易に移動・拡散するので、雑草対策の実を上げるには地域がまとまって対応すべきである。

ご清聴ありがとうございました。

66

講 演

**旭川広域協定事務局の実務内容について
P26～P35**



令和7年度
「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会

水土里ネット旭川広域協定 事務局の実務内容について



1

水土里ネット旭川広域協定の概要①



2

水土里ネット旭川広域協定の概要②



3

事務委託について① (H20～H28)



発足当初、組織の役員である程度の事務を担い、組織の委託費を軽減させる目的で、委託内容を2パターンに分け、事務委託を行ってきた。(職員1名、嘱託職員3名)しかしながら、地区によって業務内容にバラつきがある事から事務の煩雑化が課題となり、委託内容の一律化を検討する事となった。(H28頃)

4

事務委託について② (H28～)

委託内容の一律化に向けて



STEP01

理解醸成

事務の煩雑化、担当職員変更の際に引継ぎ内容も複雑化する等の内容を組織役員に説明し理解を醸成。併せて業務内容を追加提案し、理解醸成を図った。

STEP02

反対集落への説明

特に委託費が増となる地区から強い反対意見があった。必要に応じ複数回役員会や会合に出席し、一律化の必要性を丁寧に説明。最終的に理解を得る事ができた。

STEP03

各集落総会での承認

各集落の総会に出席し、役員の協力も得ながら構成員へ説明し、総会での承認を得て全地区合意形成を図ることができた。

5

委託内容の 一律化により

事務内容の煩雑化が改善された事に伴い、新たに会計業務を追加

組織での会計業務がなくなった事により、組織の事務負担が軽減

事務局・組織共に負担軽減となり、互いに安定的な運営に繋がった

6

IV

H30各地区役員改選にて

複数地区で次期役員のなり手がいない事が発覚

しかし...

何故か？

発足当初の役員 → 地域の年配者（先輩）

役員の固定化 → 若手の育成不足

小集落では構成員が少ない事に加え、高齢化が加速

7

役員のみり手不足解消に向けて

次期役員のみり手不足解消について事務局で協議したが、解決案は見つからず

道協議会事務局（水土里ネット北海道）に相談したところ、『旭川土地改良区区域内にある現行の活動組織の形態を残しつつ組織統合を図ることが可能な広域化を検討してはどうか』との提案があり、道協議会の協力を得ながら広域化を推進し、R1より『水土里ネット旭川広域協定』としての取組を開始した。

8

集落①

集落②

集落③

集落④

集落⑤

集落⑥

集落⑦

集落⑧

各地区の形態（活動内容等）
を変えずに広域化

水土里ネット旭川広域協定

まずは広域化で1組織にする事で、役員選出数の削減を図った。

広域前

代表・副代表・会計・
書記・監査2
最低でも6名程度必要



広域後

各集落から2名選出

9

～広域化後の課題～



広域化したが、通帳の1本化はできておらず、9つの通帳を事務局で全て管理していたため、金銭出納簿も広域分を含め9個作成し整理していた。また、領収証綴りも各地区毎で整理する必要があった事から、市町村の事務検査時の書類確認がかなり複雑化し、市町村・事務局共に負担となっていた。

10

通帳（会計）の一本化



R2

通帳（会計）一本化の提案
(意見収集・問題点洗い出し)

11

通帳（会計）の一本化



R3

継続協議・課題整理
(地区別予算管理方法・会計業務等)

12

通帳（会計）の一本化



R4

通帳一本化の実現

会計業務（支払い事務等）を事務局にて担う事で合意

13

支払いの流れ・通帳の管理



14

支払いチェックの際の留意点

Check 1

支出内容は適正か
支出不可なものではないか

15

支払いチェックの際の留意点

Check 2

証拠書類（領収証等）と
金額は一致しているか

2

16

支払いチェックの際の留意点

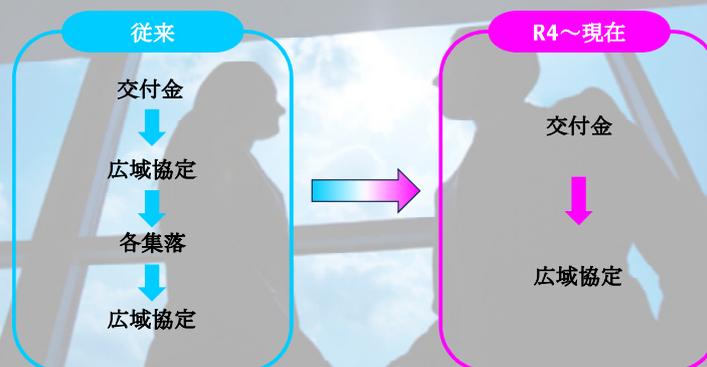
Check 3

多面の活動に使用されているか
（日報・写真等と照合）

3

17

金銭出納簿の整理



交付金は広域から各集落への配分方式を採用
各集落毎に金銭出納簿及び領収証綴りを作成
整理していた

広域のみの金銭出納簿・領収証綴りを整理
（領収番号は全体の通し番号と集落毎の番
号を記載し、集落毎に予算管理を行っている）

18

金銭出納簿の整理

実際の金銭出納簿 (従来)

広域協定

集落 (8地区分)

【表1】～7月

令和2年度 多岐町民税及払込金 金銭出納簿

※1 広域協定、協定外、協定外(1)～(4) 区分にて作成。
 ※2 協定外(5) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(5) 区分の「1」に振り替えて作成。
 ※3 協定外(6) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(6) 区分の「1」に振り替えて作成。
 ※4 協定外(7) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(7) 区分の「1」に振り替えて作成。
 ※5 協定外(8) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(8) 区分の「1」に振り替えて作成。

区分	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	繰越金	繰入金	繰出金	繰越金
1	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
2	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
3	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
4	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
5	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
6	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
7	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
8	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				

令和2年度 集落 金銭出納簿

区分	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	繰越金	繰入金	繰出金	繰越金
1	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
2	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
3	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
4	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
5	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
6	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
7	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
8	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				

19

金銭出納簿の整理

実際の金銭出納簿 (現在)

【表1】～7月

令和2年度 多岐町民税及払込金 金銭出納簿

※1 広域協定、協定外、協定外(1)～(4) 区分にて作成。
 ※2 協定外(5) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(5) 区分の「1」に振り替えて作成。
 ※3 協定外(6) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(6) 区分の「1」に振り替えて作成。
 ※4 協定外(7) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(7) 区分の「1」に振り替えて作成。
 ※5 協定外(8) 区分は、協定外(1)～(4) 区分と異なり、(1)～(4) 区分の「1」を、協定外(8) 区分の「1」に振り替えて作成。

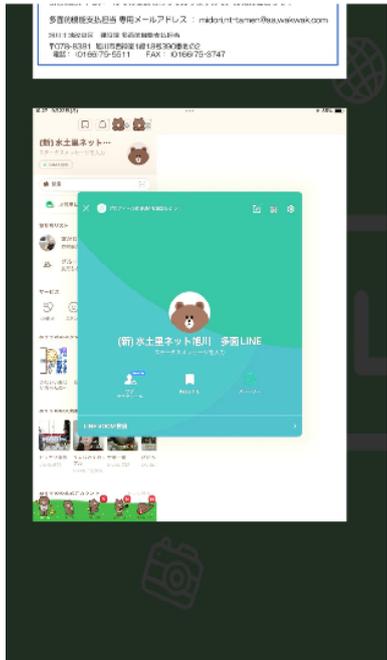
区分	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	繰越金	繰入金	繰出金	繰越金
1	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
2	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
3	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
4	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
5	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
6	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
7	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
8	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				

令和2年度 集落 金銭出納簿

区分	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	繰越金	繰入金	繰出金	繰越金
1	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
2	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
3	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
4	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
5	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
6	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
7	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				
8	多岐町民税(協定外)		1,800,000	1,800,000	0				

20

21



日報・金銭出納簿の整理 SNS (LINE) の活用

R4 改良区でipadを購入

広域事務局 (旭川土地改良区)
のLINEアカウントを作成



日報・金銭出納簿の整理 SNS (LINE) の活用

広報チラシを作成し、改良区へ
来所された構成員に周知を図った
「わざわざ改良区まで来なくても
よくなりますよ!!」と話す
LINEユーザーの方はほぼ100%登録
してくれました



日報・金銭出納簿の整理 SNS (LINE) の活用

左の写真のように、立替した際のレシート
をLINEで報告してもらい、事務局で内容等
確認を行う。内容問題なければ立替解消日
を協議し、当日までに事務局にて現金を準備。
当日レシートの原本を持参してもらい内容
確認後、現金をお支払いし、受領のサイン
をもらって立替解消という流れをとっている。

従来は、改良区にレシートを持参してもらい、
内容確認後、後日現金を準備して、都
合の良い時に再度改良区へ来てもらうやり
方であったため、会計役の負担がかなり大
きかった

日報・金銭出納簿の整理 SNS (LINE) の活用



写真及び本文にて日報記載の情報をいただき、事務局にて日報を作成。作成した日報を基に活動記録及び、独自の労賃表に入力整理し、支払いまで改良区で行っている事から、今では改良区に来る構成員はほんのわずかである。

従来は、改良区に来ていただき、その場で日報記載及び写真提出が主であったため、提出が重なった際は、その場でお待ちいただく事もしばしばあった。



25

日当 (労賃) の支払い

日報を基に赤枠囲みシートに活動別に入力し、集計された集計表 (上図) を基に支払いを行っている。
会計は一本だが、地区別での予算管理としている事から、労賃表は各地区毎に整理している。(統一化が今後の課題である)

26

その他の業務

申請書関係作成補助

補修工事取り纏め・発注業務

決算書・予算書作成

総会資料作成

新規就農者への多面活動の説明

未実施地区の取り込み (R5)

その他多面的機能支払に関わる事全般

27

まとめ

広域化してから7年が経過し、会計の1本化や、各地区からの役員選出の削減を行い、組織の事務負担の軽減・事務局の事務負担の軽減、更には市町村の実施状況確認の地区数削減にも繋がり、多面に関わる全ての方にとってプラスになったと考える。日当単価の統一やその他統一事項の課題は依然残っているが、組織と協議を重ね、地域にとってよりよい形になるよう事務局として微力ながら尽力していきたい。

「高齢化・担い手不足・事務委託先が無い事による活動困難」など全国的な課題もあるが、広域化やSNS等の活用により解決できる部分も多々あるのではないかと考える。

多面的機能支払交付金は様々な活動に支払いが可能な農業地帯には必要不可欠な制度であり、人口減少が加速する中で、地域を救うために市町村が先頭に立って市町村単位での広域化等を検討していく事も必要な時代になってきているのではと考える。

28

旭川市北の里づくり連絡会 現地視察研修 令和7年6月12日
視察先：岩見沢市・北海土地改良区

ご清聴ありがとうございました

集中水管理センター
北海土地改良区

29

講 演

中山間地域におけるラジコン草刈り機の 活動事例

P37~P41



4

2. 東鷹栖地域広域協定の概要



令和6年度 of 取組状況

- 所在地 旭川市東鷹栖
- 組織構成 広域組織（2集落、3団体）
- 主な構成員 農業者、農業者以外、
用水管理組合、市民委員会、
排水管理組合、JA、改良区
- 活動面積 2581.5ha
- 交付金額 99,898千円

5

● 中山間地域 田んぼ法面状況

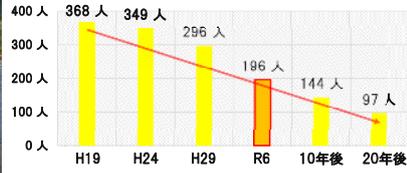


6

3.ラジコン草刈り機導入の経緯

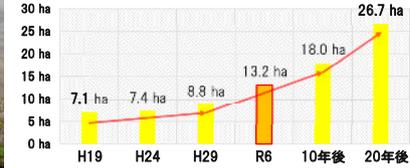
● 地域の問題点

【農業者数推移表】



① 農業者や作業者の減少と高齢化

【平均耕作面積推移表】



② 農業者減少に伴う営農の大規模化

● 解決方法

① 圃場整備の実施



② 農業者以外の作業者を増やす

- 人手の確保
- 機械の確保
- 安全対策



③ 草刈りの更なる機械化（ラジコン草刈り機等）

8

【ラジコン草刈機の概要】

- 機種名
神刈 RJ700A
- リース台数
1台
- 機体寸法
長さ1,515×幅1,110×高さ775
- 機体質量
360kg
- 刈幅
700mm
- 使用最大傾斜
前後25° 左右45°

● 導入機械

- アテックス（神刈）
- リース金額:500,500円/月
(機械代:396,000円、保険等:104,500円)



9

【作業写真】



10

【作業動画】



11



4.ラジコン草刈り機の導入実績

● 作業方法

- ・ 2～3名1組 ※安全対策のため
ラジコン操作：1名
ブラシカッター・ウィングモア：1～2名

● 作業実績

- ・ 0.3ha/1日7時間（畦畔・法面等）
傾斜30～45度の急傾斜地
1ヶ月で約9haの田んぼ草刈りを完了
※ブラシカッター4名の作業量と同じ

12

5.ラジコン草刈り機の導入結果

● 効果

- ・作業効率の向上
- ・作業時間の安定
- ・安全対策の向上
(事故防止・熱中症対策等)

● 課題

- ・リース料が高い
- ・障害物（落口管等）
※ 事前に現場確認が必須
- ・法尻の草が残る



13

6.今後の展開

① スマート農業に対応した**圃場整備**の推進

② ラジコン草刈りグループ等の設立

③ **更なる機械化**

- ・ドローンによる除草作業
- ・畦畔用・大型ラジコン草刈り機の導入
- ・自動運転ラジコン草刈り機の導入



14

④ その他スマート農業の導入

- ・トラクター等の自動操舵システムの導入
- ・自動給水栓、排水栓の導入（田んぼダム）
- ・ドローンの幅広い活用（農地観測等）
- ・鳥獣害対策機器の導入（鳥獣害防止対策）



自動操舵システム

ドローン(農地観測等)



左:自動給水栓 右:自動排水栓



鹿ソニック(鳥獣害対策) モンスターウルフ(鳥獣害対策)

15

事例発表

**「とんぼの未来・北の里づくり」
事例研究会における
現地視察研修報告**

香川県における本交付金の取組事例

P43～P55

現地視察研修報告

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会員

美唄市農地環境保全会 会長 谷津 良一

1

現地視察研修の概要

- 令和7年度の現地視察内容
- 活動組織の地域コミュニティ強化
 - 遊休農地を活用した地域住民と教育機関の連携が組織の持続可能性に与える影響や、活動を通じて関係性の構築について、現地で聞きとる
 - ➔ 「学校・地域住民の取組をHPやマスメディアを通じて地域外へ効果的に波及されているか優良事例を視察

2

現地視察研修の概要

- 視察先 香川県
- 視察日 12月3日（火）～12月4日（水）
- 視察者

美唄市農地環境保全会	谷津会長
北海土地改良区総務課（岩見沢市）	吉田主事
大雪土地改良区建設課	永山課長補佐
東士幌環境保全会（音更町）	藤川会長
大空町広域協定運営委員会	今多会長
岩見沢市農政部農業基盤整備課	庄司主事
帯広市農政部農政室農村振興課	山本主任補
別海町産業振興部農政課	金澤主査
北海道農政部農村振興局農村設計課	阿部係長
北海道農政部農村振興局農村設計課	黒部主査
水土里ネット北海道技術部地域支援課	渡谷主幹
水土里ネット北海道技術部地域支援課	松野主査

3

香川県における本交付金の 取組事例



香川県PRキャラクター
けん
「うどん健」4

香川県の取組概要 〈令和6年度の取組状況〉

5

● 県内取組組織数及び取組面積

	組織数	取組面積(ha)
農地維持支払	301	14,134
資源向上(共同)	200	12,362
資源向上(長寿命化)	163	11,410

● 面積カバー率:56.5%(四国平均39.6%)

6

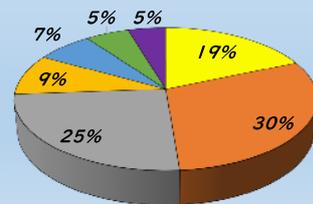
● 活動組織の構成員数と内訳

個人			団体		
農業者	非農業者	計	農業関係	その他	計
35,189	8,383	43,572	166	1,392	1,558
(78.0%)	(18.5%)	(96.5%)	(0.4%)	(3.1%)	(3.5%)
合計 45,130人・団体					

● 活動組織の活動面積の規模

香川県平均:48ha

〔 四国平均:41ha
中国四国平均:37ha
全国平均:62ha(北海道除く) 〕



7

香川県の課題

香川県が抱える課題

- 1 活動参加者・役員等の高齢化
- 2 活動に参加する人員の確保難
- 3 地域住民の理解
- 4 事務作業の負担



8

<課題の解決に向けて>

令和6年度重点取組方針・取組結果

- ・広域化の推進
坂出市で広域化が実現
- ・防災重点農業用ため池の本交付金を活用した管理の推進
交付金を活用して管理するため池が1,066か所(R6.10)から1,123か所(R7.8)に増 **(57か所の増)**
- ・水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進
6組織が田んぼダムの加算措置に取り組み(合計97ha)
- ・意見交換会の開催
活動組織間での情報共有や他の活動組織との連携などのテーマにまんのう町で開催
- ・活動継続の推進(活動期間の最終年度を迎える組織に対しての活動継続に向けた働きかけ)
301組織(R6)→301組織(R7.9) 合併除く純廃止を8組織に抑えた
- ・出張相談窓口の設置
31組織の増(計画時点よりも7組織の増)

9

多面的機能支払交付金広域支援（単県）

多面的機能支払制度に取り組む活動組織が安定的に活動を継続していくためには、**事務処理手続きの負担等を軽減**することが不可欠



広域化を図るための制度を整備し、広域化によって事務負担の軽減が図られる。

10

多面的機能支払交付金広域支援（単県）

○事業要件

- ① 令和3年度以降に設立され、実施要綱・要領に基づく200ha以上の対象面積を有する活動組織
- ② 令和3年度以降に5つ以上の既存活動組織が合併し、200ha以上の対象面積を有する活動組織
- ③ 令和3年度以降に既存活動組織と未取組集落地域を併せて5つ以上合併し、200ha以上の対象面積を有する活動組織
- ④ 令和5年度以降に既存活動組織と未取組集落地域を併せて3つ以上合併し、50ha以上の対象面積を有する活動組織

11

令和7年度の重点取組方針

①地域住民や非農家の参画促進

次世代を担う子供たちに対する農業農村についての啓発の重要性の働きかけを強化

②防災重点農業用ため池の管理の促進

防災重点農業用ため池及び関連する農業用排水路等の適切な管理を促進するため、

「防災重点農業用ため池の受益地であれば農振農用地外農地」のみでも

資源向上支払（長寿命化）の対象とし、施設の修繕等が可能となるよう県基本方針を変更

③令和6年度取組内容の継続

12

防災重点農業用ため池の本交付金を活用した管理の推進取組方針

○多面活動エリアと防災重点農業用ため池の関係

令和7年度、10万t以上の大規模ため池のうち水利組合管理のため池について、多面への取り組みを推進中。

既存活動組織と防災重点農業用ため池の関係箇所数



※多面活動エリア：R6年度末時点、防災重点農業用ため池数：R7.5時点

13

課題1～4への取組

対応する取組み

広域化の推進 (1・2・4)

地域住民や非農家の参画促進 (2・3)

- ・組織への啓発、アンケートによる状況把握
- ・写真コンテスト、ふるさと探検隊



相談窓口の設置 (4)

- ・出張相談窓口の開設



新たな取り組みの検討

外部団体等とのマッチングの仕組みの構築 (1・2)

- ・組織の意向等の確認
- ・構築可否や体制の検討

子供が参加できる活動の推進 (2・3)

- ・組織へのアンケート結果の共有
- ・事例の収集と横展開

事務支援ソフトの導入啓発 (4)

- ・組織が負担と考える事務作業を聞取り



14



香川県の活動組織事例①

あさかんきょうほぜんかい
麻環境保全会

～耕作放棄地発生防止の取組みと地域コミュニティの構築～



15

麻環境保全会の概要

16

- 対象地域 香川県三豊市高瀬町
- 協定農用地 357ha
(田241ha 畑116ha)
- 管理施設

ため池	193か所
水路	95.5km
パイプライン	9.8km
農道	36.7km



17

● 組織構成

4集落で構成
構成員は下記のとおり

農業者 558戸
自治会 27
麻公民館
麻小学校PTA
麻幼稚園PTA
消防団 ...等

農業者のほかに自治会や
小学校PTAなど**非農家の**
構成員も活動に参加しており、
地域コミュニティーの構築
を図っている

18

麻環境保全会の主な活動内容

19

● 農地維持活動 ～施設の維持管理と鳥獣被害対策～



農道法面の草刈り



ため池堤防の草刈り



鳥獣害防護柵の適正管理

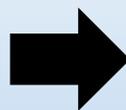
- ・施設の基礎的な維持管理活動として各施設の草刈りを実施
- ・地域ではイノシシによる被害が多く、鳥獣害防護柵を適正に管理することで被害の軽減を図っている

20

● 資源向上（共同）活動① ～施設の補修～



水門巻上装置の不備



吊上げ式に変更



コンクリート舗装が破損



コンクリート舗装を修繕

21

● 資源向上（共同）活動② ～啓発・普及活動～

4月チューリップ球根採取 5月サツマイモ植付け



5月ひまわり播種



6月田んぼでドロンコ遊び



9月ジャガイモの植付け 10月サツマイモ収穫



12月ジャガイモ収穫



1月焼芋大会



- ・小学校と連携を行い、ひまわりの種まきやサツマイモの収穫などを実施
- ・学校教育との連携活動は、地域コミュニティの構築に繋がっている

22

● 資源向上（共同）活動③ ～広報活動～

三豊市HP
(サツマイモ植付け)



三豊市広報
(サツマイモ植付け)



NHKテレビ
(サツマイモ収穫)



四国新聞
(ジャガイモの収穫)



- ・サツマイモの収穫といった学校教育との連携した活動は、市のホームページや地方新聞、テレビにも取り上げられている

23

● 資源向上（共同）活動④ ～農用地等を活用した景観形成活動～



チューリップ開花



菜の花開花



ひまわり開花状況



コスモス開花

- ・遊休農地にひまわり、コスモス、チューリップ等の植栽を実施し、耕作放棄地の発生を防止している
- ・植栽活動については地域の自治会が中心となり実施

24

麻環境保全会との意見交換会を終えて

◆多面的機能支払交付金事業の活動で「学校教育との連携」を行っており、1年を通して小学生と交流を行うことは地域コミュニティを強化する素晴らしい取り組みであると感じた

◆耕作放棄地へのひまわりやコスモス等の景観作物の植栽は、耕作放棄地の発生防止に大きく貢献している重要な活動であると感じた。

◆麻環境保全会では高齢化に伴う今後の後継者育成や活動への参加者の減少が今後の課題となっており、多面的機能支払交付金事業でも農業者のみならず、非農家の地域住民が組織の活動に参加していただけるような制度の拡充が必要であると感じた。



25



香川県の活動組織事例②

はんざんこういききょうてい

飯山広域協定

～きめ細やかな雑草対策と遊休農地の有効活用～



26

飯山広域協定の概要

27

● 対象地域 香川県丸亀市飯山町

● 協定農用地 488ha
(田411ha 畑50ha)

● 管理施設 ため池 50か所
水路 95.5km
農道 65.3km



令和元年度から広域協定を設立し、令和7年度には町内全12組織で活動を実施

28

● 組織構成

12集落で構成
1,568名の構成員が所属
下記の個人・団体が活動

農業者
丸亀市飯山町土地改良区
大窪池土地改良区
自治会
女性会 …等

土地改良区が活動組織に
参加のうえ、**事務委託契約**を結び、
活動組織の事務作業をサポート

29

飯山広域協定の主な活動内容

30

● **農地維持活動①** ～施設の維持管理と鳥獣被害対策～



水路の泥上げ



ため池の草刈り



イノシシ防護柵の保全管理

31

● **農地維持活動②** ～きめ細やかな雑草対策～



ラジコン草刈機を使用した法面の草刈り



農用地法面へ防草シート設置



水路法面へ防草シート設置

・ラジコン草刈機の導入や農道や農地の法面に防草シートを設置することで、草刈り作業の省力化を図っている

32

● **資源向上(共同)活動①** ～植栽と清掃活動による環境保全活動～



景観作物(コスモス)植栽



水路沿いのプランタに植栽



ため池周辺の清掃

33

● 資源向上（共同）活動② ～遊休農地の有効活用～



地域住民による遊休農地へのひまわりの種まき



ひまわり鑑賞会

・遊休農地の有効活用として、地域住民が遊休農地へのひまわり播種を行い、その後、鑑賞会を行っている

34

飯山広域協定との意見交換会を終えて

◆ラジコン草刈機の導入や防草シートの設置による草刈り作業の省力化は、事故の予防や活動者の手間を減らすことに繋がっており、安全かつ効率的な取り組みであると感じた。

◆飯山広域協定が行う「地域住民による遊休農地へのひまわり播種」は遊休農地の有効活用と地域の景観形成、地域コミュニティーの強化といった3つの重要な役割を担う大切な取り組みであると感じた。

◆飯山広域協定では、農地の住宅化や離農の増加に伴う管理者不在の農業用施設の維持管理といった課題を抱えており、今後組織が活動を継続していくためにも、行政の手助けが必要であると感じた。



35

視察の総括

◆「麻環境保全会」と「飯山広域協定」のどちらの組織も農業者の高齢化や離農者の増加による役員のみ手不足を今後の課題として挙げていたところ。役員のみ手不足や活動者の減少には組織の合併や広域化が有効である。香川県では県独自に広域化の支援制度を設けており、広域化の推進を後押しする効果的な取り組みであると感じた。

◆「遊休農地への景観作物の植栽」や「ラジコン草刈機や防草シートの設置」といった草刈り作業の省力化は北海道内でも積極的に取り組んでいきたい重要な取り組みであると感じた。

36



37

課 題 共 有

**機械の安全使用と機能診断・
補修技術について**

P57～P75

機械の安全使用と 機能診断・補修技術について



北海道日本型直接支払推進協議会

1

本研修について

本研修は、多面的機能支払交付金のうち
農地維持支払と資源向上支払（共同）に取り組む活動組織が活動期間5年間に1回以上実施することが必須となっている活動項目「3」と「29」の取組みの対象となります。

活動記録と実施状況報告書に必ず記入するようお願いいたします。

2

1 機械の安全使用について

【目的】

- 地域共同活動における機械作業の事故防止
- 作業従事者の安全意識向上
- 多面的機能支払活動における安全管理の徹底
- 事故発生時の対応の明確化

3

2 作業前の準備

【作業箇所】

- ・下見を行い、危険な箇所はマーキングなどで周知

【保護具の着用】

- ・ヘルメット
- ・保護メガネ
- ・防振手袋
- ・フェイスシールド



【服装】

- ・長袖、長ズボン

4

3 機械作業で起こりやすい事故例

- ・巻き込まれ事故（草刈機・PTO・ベルト部）
- ・転倒・転落・滑落（トラクター横転、斜面作業）
- ・飛散物による負傷（刈払機の石跳ね）
- ・接触・衝突（車両同士、歩行者）
- ・整備不良による事故（ブレーキ・飛散防護カバー欠損）

巻き込まれ



トラクター横転



斜面作業での横転



石跳ね



5

4 使用前点検のポイント

【トラクター、刈払機】

- ・エンジン、オイル、燃料の確認
- ・ブレーキ、クラッチ、ライト類
- ・PTO、安全カバーの装着確認
- ・タイヤの空気圧・破損
- ・刈払機の刃・ナイロンコードの固定状況

6

5 作業時のルール

- 作業前ミーティング（危険予知活動）
- 単独作業をせず2人以上で作業をします
- 斜面作業は無理をしない
- 作業区域を明確にします
- 熱中症対策（こまめな休憩・水分補給）



7

6 刈払い機の安全ポイント

- エンジン始動は平地で行います
- 作業者間の距離は最低 15m
- 石跳ね防止カバーの装着
- 刃の締め付け確認
- 足場の確認

8

7 トラクターモアの安全ポイント

- シートベルトの着用
- PTO停止後に降車
- 路肩に寄りすぎない
- バック時は必ず目視

9

7 トラクターモアの安全ポイント

【路肩に寄りすぎると】

重大事故

「路肩の崩壊」による横転

路肩は一見固そうに見えても、草で見えない部分が空洞になっていたり、雨で脆くなっていることがよくあります

・トラクターの自重に加えモアを外側に張り出すことで、路肩にかかる負担が一点に集中します



【結果】一気に土砂が崩れ、修正が効かずにそのまま横転・転落

8 事故発生時の対応

- ・119・110へ通報
- ・活動組織代表者へ連絡
- ・現場状況の記録（写真・メモ）
- ・事故報告書の作成

【緊急連絡表の作成】

11

9 緊急時連絡表

作成例

事故発生

【組織内】

氏名	役割	電話番号	備考
〇〇〇	代表	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	組織全体に情報共有
△△△	事務局/会計	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	行政への報告

【行政】

機関名	担当部署	電話番号	備考
市役所/役場	〇〇課	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	関係振興局への連絡
警察		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	交通事故
消防・救急		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	負傷者の搬送・火災発生

12

「自分は大丈夫」という油断が最大の敵

※活動中の事故をゼロにしましょう。

13

機能診断について

- 活動計画書に位置付けた全ての施設の劣化状況等を早期に発見し「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認を行います。
- 状況確認の結果を経年的に記録管理します。
- 機能診断の結果は、点検表を作成し、異常がない場合も含めて診断結果を記録します。異常を把握した場合は、必要に応じて図面や写真、メモ等を添付して、その内容とともに発生位置等も判るようにします。記録は保管し、年度活動計画に役立てます。

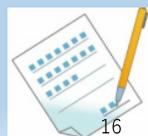
14

研修内容

- 1 機能診断の記録簿の作成
- 2 農用地の機能診断・補修
- 3 水路の機能診断・補修
- 4 農道の機能診断・補修
- 5 年度活動計画の策定
- 6 施工の判断基準

15

1 機能診断の記録簿の作成



16

1 診断結果の記録簿

記載する内容

- 施設の区分（農用地・用排水路・農道・ため池）
- 整備年度
- 施設名（水路名・農道名・ため池名）
- 地区、区間等（集落地内）
- 機能診断実施時期
- 診断結果
- 診断担当者
- 修復場所
- 修復実施時期
- 作業内容

※様式に決まりはありませんので
独自の様式でも問題ありません。

17

2 農用地の機能診断・軽微な補修等



18

2 農用地の機能診断（活動項目24番）

- ①農用地法面
 - (1) 農用地法面に侵食や水みち等はないか
- ②畦畔
 - (1) 畦畔が崩れていないか
 - (2) 低くなってはいないか
 - (3) 漏水していないか
- ③鳥獣害防護柵、防風ネット等の施設
 - (1) 施設が正常に機能しているか
 - (2) 破損がないか



目視で確認し状況を記録します。

19

2 農用地の軽微な補修（活動項目30番）

農用地法面の初期補修

- (1) 法面に侵食や水みち等はないか

法面に侵食あり ↓

重機による法面の補修状況



復旧後、必要に応じて法面に張芝することで侵食防止の効果が得られます。

20

2 農用地の軽微な補修等（活動項目30番）

畦畔の再構築

- (1) 畦畔が崩れていないか
- (2) 低くなってはいないか
- (3) 漏水していないか

畦畔の崩れあり ↓

畦畔の補修状況



21

2 農用地法面の軽微な補修（活動項目30番）

鳥獣害防護柵の補修・設置

- (1) 施設が正常に機能しているか
- (2) 破損がないか

支柱の傾きあり ↓

鹿柵の支柱の補修状況



22

農用地診断結果の記録簿の記載例

施設区分:	農用地	整備年度:	昭和61年(防護柵はH2に設置)		
施設名:	-	地区・区間等:	〇〇集落地内		
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
R4,11,8	異常なし	〇〇 〇〇			
R5,11,17	法面の一部に小規模な遺食有り(計3カ所、幅20cm程度の大きさ)	〇〇 〇〇	宇〇〇内	R5,11,26	遺食部分に土を補充し整形
R5,11,17	鳥獣害防護柵の新線が一部有り(2カ所)	〇〇 〇〇	宇〇〇内	R6,3,22	新線箇所の修復
R6,5,26	鳥獣害防護柵の幅みきり、たるみ(2カ所)	〇〇 〇〇	宇〇〇内	R6,8,22	補修用ネットでのパッチ当て、ワイヤーの張り直し

被害の発生状況等から新たな施設の設置が必要かどうかについて記録します。

23

3 水路の機能診断・軽微な補修等



24

3 水路の機能診断（活動項目25番）

①開水路

- (1) 目地が緩んでいないか、
- (2) 不同沈下を起こしていないか、
- (3) 表面が劣化していないか
- (4) 側壁背面に土壤侵食により空洞が生じていないか

目地が緩んでいる



不同沈下による目地破断



目視確認し状況を記録します。

25

3 水路の機能診断（活動項目25番）

②ゲート等施設

- (1) ゲート等施設の破損、ゲートの開閉がスムーズに行えない等の問題が生じていない

ハンドルとスピンドル部のボルト・ナットに欠損あり



目視やゲート操作によって確認し状況を記録します。

26

3 水路の機能診断（活動項目25番）

③パイプライン

- (1) 地表に露出している区間での管の継ぎ目から漏水がないか
- (2) 埋設区間での地表に水がしみ出していないか

④給水栓ボックス

- (1) ボックス部周囲が洗掘され基礎部がむき出しになっていないか

目視で確認し状況を記録します。

27

3 水路の機能診断（活動項目25番）

⑤多目的給水栓

- (1) 給水栓本体に亀裂・変形・腐食がないか
- (2) ボルト・ナットの緩みや欠損がないか
- (3) 立ち上がり管・接続部に漏水跡がないか
- (4) バルブが固着せず、スムーズに開閉できるか
- (5) 接続部に摩耗・錆・変形がないか



目視や操作によって確認し状況を記録します。

28

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

水路目地改修①既設目地撤去作業

既設目地の撤去

- ・水路規格
プレキャストV型トラフ製品
規格：V700×700



29

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

水路目地改修②既設目地除去

グラインダーによる既設
目地の完全除去と目地幅の
修正



30

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

水路目地改修③乾燥・水路保護作業

目地材の接着を良くする為に
目地部を十分に乾燥させマスキングテープを貼り付ける



31

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

水路目地改修④目地部の乾燥を確認後 目地材充填

プライマー乾燥を確認後 目地材
を目地部に塗付しながら目地材を
十分に充填する



32

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

水路目地改修⑤完成

目地材乾燥後 マスキング
テープを剥がして完成



33

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

ゲート施設の補修
(1) ゲートに破損がないか

ボルト・ナットが錆びて
固着している



ボルト・ナットの交換

34

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

多目的給水栓の補修
(1) 給水栓本体に亀裂・変形・腐食がないか

亀裂・腐食発生 ↓

軽度（表面のサビ・小さな腐食）

- ・ワイヤーブラシで除錆
- ・防錆塗装を実施

中度（局所的な腐食・軽い変形）

- ・腐食部の切除、補修
- ・パッキン交換

重度（亀裂・大きな変形・漏水）

- ・給水栓本体の交換



赤く囲ってる部分が本体

35

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

多目的給水栓の補修
(2) ボルト・ナットの緩みや欠損がないか

緩みや欠損あり ↓

- ・適正なトルクで締めなおす
- ・ワッシャーの交換

※緩みが再発する場合は、ネジ山の摩耗が疑われます。
この場合は、ボルト・ナットのセット交換をしましょう

36

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

多目的給水栓の補修
(3) 立ち上がり管・接続部に漏水跡がないか

漏水跡あり ↓

- パッキン（Oリング・平パッキン）を交換
- 継手を分解して内部を清掃
- 適正トルクでの締め付け
- 必要に応じてシールテープを巻き直す

Oリング



平パッキン



37

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

多目的給水栓の補修
(4) バルブが固着せず、スムーズに開閉できるか

バルブの固着、破損、摩耗 ↓

- 潤滑剤の注入
- バルブ内部の清掃
- パッキン交換
- バルブ交換

38

3 水路の軽微な補修等（活動項目31番）

多目的給水栓の補修
(5) 接続部に摩耗・錆・変形がないか

ホースが接続しにくい ↓

- 接続口の清掃
- ねじ部の修正
- カプラの交換

(1)～(5)の状況に応じて専門業者に補修について相談してください

39

開水路診断結果の記録簿の記載例

施設区分: 開水路		整備年度: 昭和58年			
施設名: ○○水路		地区・区間等: -			
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
R3.11.8	目地部分の一部開いている[○○分水ゲート～○○分水ゲートの範囲]	○○ ○○	○○分水ゲートから○○分水ゲートまで	R4.4.20～ R4.4.22	モルタルを充填剤とした目地詰めを実施
R4.11.17	一部分にはらみあり[○○分水の下流に約30mの場所の2m程度の範囲]	○○ ○○	○○分水ゲートから下流に約○○m	R4.11.26	側壁背面の過剰な土を取り除き、側壁を適正位置に再設置
R5.10.2	モルタルが劣化し目地部と水路本体とに隙間があり目地機能が失われている。	○○ ○○	△△分水ゲートから△△分水ゲートまで	R5.10.10～ R5.10.20	合成樹脂目地材を充填剤とした目地詰めを実施

40

パイプライン診断結果の記録簿の記載例

施設区分: パイプライン		整備年度: 平成10年			
施設名: ○○水路		地区・区間等: -			
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
R2.11.10	給水栓ボックスの一部に補強が必要なものがあり(3カ所)	○○ ○○	○○集落内の内	R2.12.9	洗掘箇所の手入れ及びボックスの傾き修正
R3.11.19	地表に露出している管の継ぎ目から漏水あり[1箇所]	○○ ○○	○○号仕切弁と○○号仕切弁区間	R3.12.10	漏水の継ぎ目箇所には合成ゴムパッキンを当てて、調整バンドを使用し、ボルトナットを締め付け補修

41

4 農道の機能診断・軽微な補修等



42

4 農道の機能診断（活動項目26番）

- ①路面
（1）舗装面にひび割れや穴、窪み等はないか

- ②路肩・法面
（1）法面の路肩に崩れや亀裂、侵食等はないか

舗装面の穴・窪み



舗装面のひび割れ



目視により確認し状況を記録します。

43

4 農道の機能診断（活動項目26番）

- ③側溝本体
（1）側溝本体部分に、ひび割れ、不同沈下、コンクリート板の割れや倒れ込み等の破損や劣化等が生じていないか

- （2）側溝側面に空洞はないか

- ④側溝目地

- （1）側溝の目地が欠ける等空洞や隙間が生じたり、目地材がもろくなっているか

- ⑤側溝裏込め

- （1）側溝裏込めに空洞が生じていないか

目視や空洞部分は棒を突き刺す等で確認し状況を記録します。

44

4 農道の軽微な補修（活動項目32番）

農道の補修

- （1）舗装面にひび割れや穴、窪み等はないか

ひび割れ・穴・窪み等あり ↓

穴・窪みの補修



アスファルト常温合材による補修

ひび割れの補修



アスファルト乳剤系補修材による補修

45

4 農道の軽微な補修（活動項目32番）

農道の補修

舗装のひび割れ



ひび割れが著しい場合

舗装撤去しての補修



アスファルト常温合材による補修

46

農道診断結果の記録簿の記載例

施設区分: 農道		整備年度: 昭和62年			
施設名: 農道〇〇-〇〇線		地区・区間等: 〇〇集落地内			
機能診断			修復履歴		
実施時期 (年月日)	診断結果	診断担当者	修復場所	実施時期 (年月日)	作業内容
R4.5.8	路面の一部にひび割れあり(30cm程度の大きさ(幅1cm程度))	〇〇 〇〇	字〇〇内の路面	R4.6.10	アスファルト乳剤系の補修剤による補修を実施
R4.5.17	路肩・法面に水みちあり(幅10cm程度の大きさ)	〇〇 〇〇	字〇〇内の路肩・法面	R4.6.26	浸食部分に土を補充し整形
R5.9.17	側溝側壁に一部破壊あり(幅20cm程度の大きさ)	〇〇 〇〇	字〇〇内の側溝	R5.10.18	モルタルでもとの形状を復元

47

5 年度活動計画の策定

48

年度活動計画の策定について

機能診断結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定します。

計画の策定にあたっては、対象組織の構成員が活動に参加しやすい曜日や作業分担となるよう留意することが大切です。

年度活動計画の記載様式は自由ですが、次項に2種類例示します。

年度活動計画の策定について

作成例

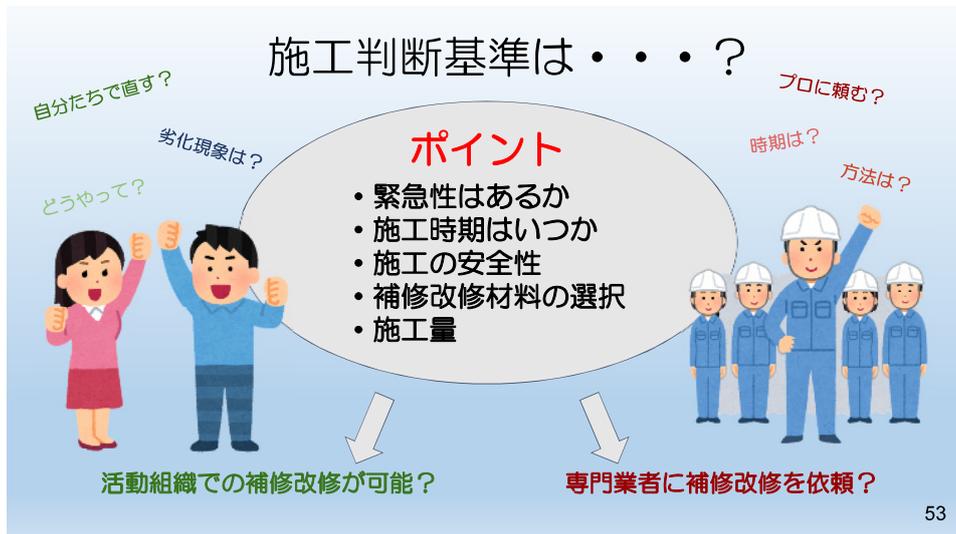
年度活動計画

(様式1)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	主な分担
費用株	↔		↔			↔						↔	役員等
	↔		↔	↔	↔	↔							役員等
			↔	↔	↔	↔							役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
	↔		↔					↔					役員等
水質			↔					↔					

6 施工の判断基準

52



53



54

ご清聴ありがとうございました



55

課 題 共 有

中山間地域等直接支払交付金の 制度概要について

P77～P84

「中山間地域等直接支払交付金」制度概要について

次 第

- ・ 第6期対策の概要と近年の状況
- ・ 体制づくりによる事務の効率化・省力化
- ・ 加算措置について

北海道農政部 農村設計課

1

目的

農業生産条件の不利な中山間地域において、条件不利を補正することにより、農業の生産活動を継続

耕作放棄を防止し、多面的機能を維持

仕組み

傾斜などの条件不利のある農用地を維持管理していくための協定を締結し、農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付

2

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

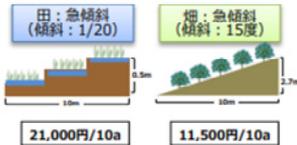
<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 27,560百万円 (前年度 27,560百万円)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画^{※1}の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定期での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の夢画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900百万円 (前年度 900百万円)

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)
 【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
 【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【集落協定等に基づく活動】
 ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
 ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要) ^{※2}	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援(超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円(田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)(超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	14,000円(田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	6,000円(田・畑)
ネットワーク化加算 【上限額:100万円/年】	10,000円(最大 ^{※3}) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額:200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 第5期対策(R2~R6)で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定
 ※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動(〜5ha部分)10,000円/10a、(5ha~10ha部分)4,000円/10a、(10ha~40ha部分)1,000円/10a
 (注)本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

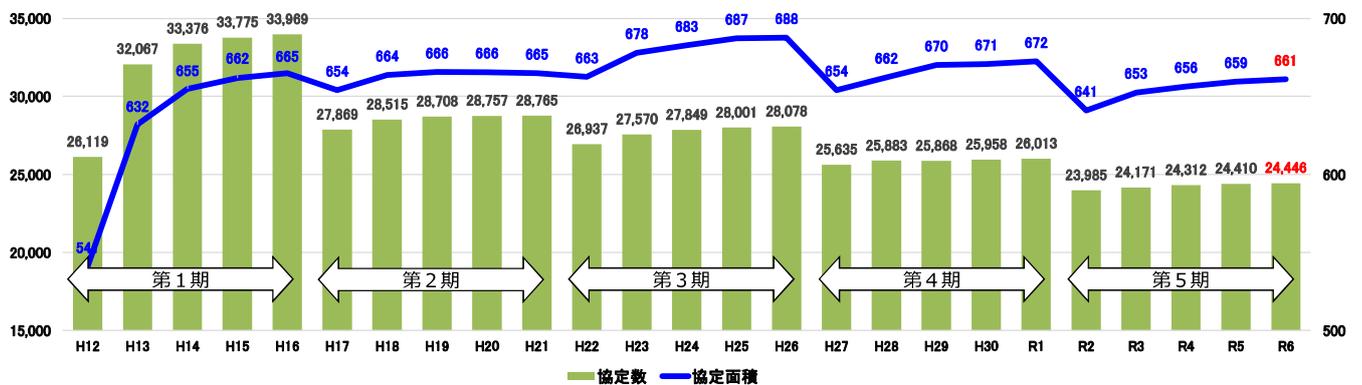
【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359) 3

課題 (高齢化等による協定面積の減少)

- 制度が創設された平成12年度以降で協定面積の推移をみると、**対策期の移行時に落ち込み**があり、長期的に見れば平成26年度の68.8万haをピークに**減少傾向**にある。
- 取組をやめた農地では一気に荒廃化が進むことから、**活動継続に向けた仕組みの構築に一層取り組む**ことが重要。

○平成12年度~令和6年度の実施状況

協定数及び協定面積の推移



注:H12年度からH15年度までは協定面積の調査がないことから、交付面積を使用

年度	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期					R6
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
協定数	26,119	32,067	33,376	33,775	33,969	27,869	28,515	28,708	28,757	28,765	26,937	27,570	27,849	28,001	28,078	25,635	25,883	25,868	25,958	26,013	23,985	24,171	24,312	24,410	24,446	24,446
交付面積(千ha)	428	568	612	641	645	409	407	407	407	407	359	360	367	367	367	332	332	331	331	332	328	328	328	328	328	328
協定面積(千ha)	541	632	655	662	665	654	664	666	666	665	663	678	683	687	688	654	662	670	671	672	641	653	656	659	661	661
協定数	288	318	324	326	328	325	324	323	322	321	329	330	331	333	333	321	324	328	327	328	315	322	323	324	324	324
交付面積(千ha)	253	314	331	335	337	329	340	343	343	344	333	348	352	354	356	333	339	342	343	345	326	331	334	336	337	337

課題（体制づくり等の取組に地域でバラツキ）

- 共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みの構築に向けては、集落協定のネットワーク化や多様な組織等の参画などによる**体制づくり**や、スマート農業技術の導入による**省力化・効率化**、**棚田地域における振興活動**の推進が重要。
- しかしながら、これまで体制整備単価により体制づくりや加算措置の取組状況は地域によるバラツキがあった状況。
- 今後、各地域での取組が促進されるよう**ネットワーク化活動計画**や**加算措置の仕組みの理解の促進**を図ることが重要。

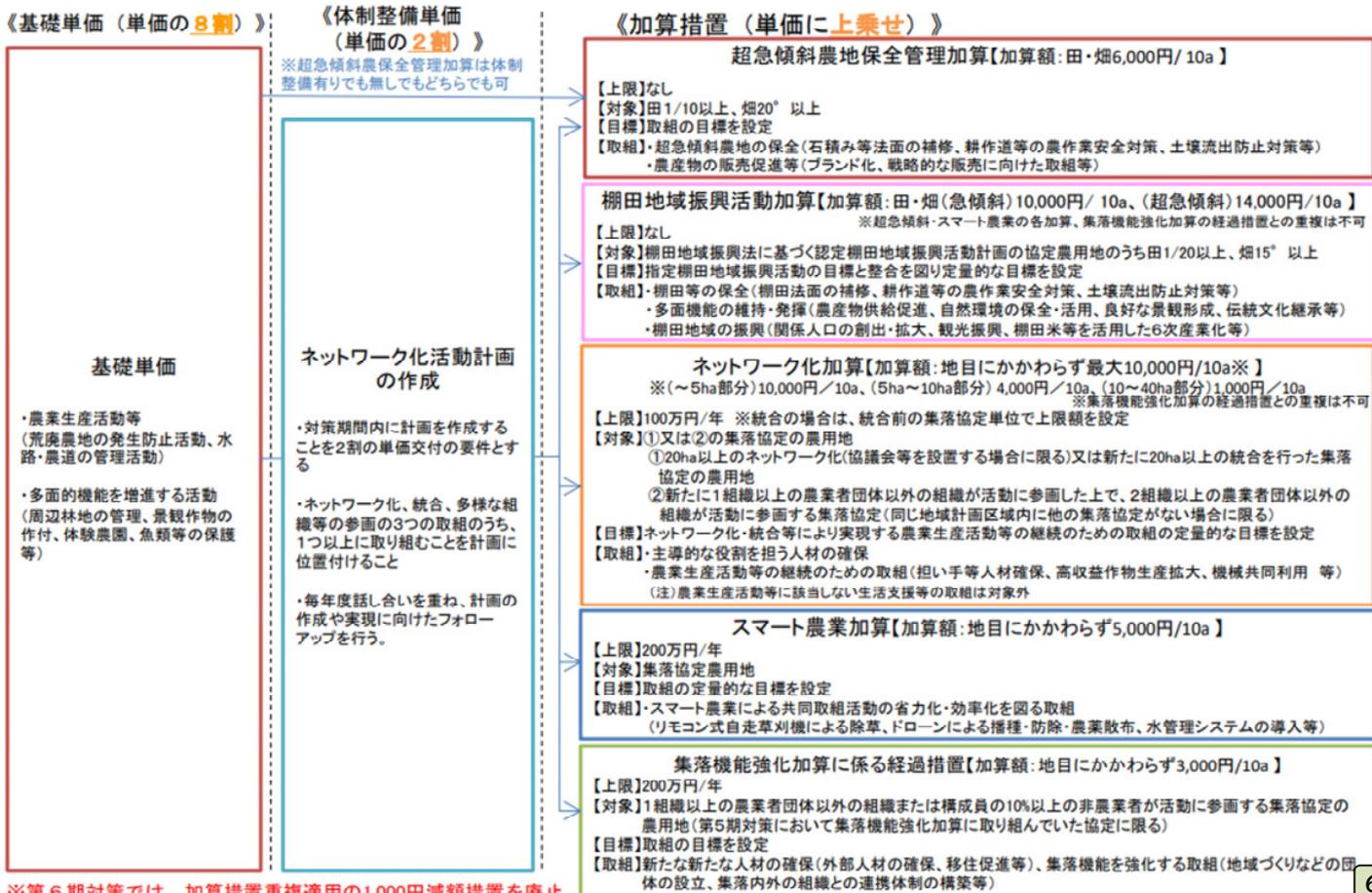
共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる仕組みの構築



- ネットワーク化活動計画
- ネットワーク化加算
- スマート農業加算
- 棚田地域振興活動加算

5

第6期対策の単価の仕組み（全体像）



※第6期対策では、加算措置重複適用の1,000円減額措置を廃止

6

《取組》体制整備単価（10割単価）の活用促進（8割単価⇒10割単価に）（1）

多様な組織（多面的機能支払活動組織や土地改良区含む）等の参画でネットワーク化活動計画作成可能であることをチラシを活用して集落協定等に周知いただきたい

中山間地域等直接支払制度

ネットワーク化活動計画で身近な組織が参画する活動に取り組んでみませんか？（交付単価が8割から10割へ）

ネットワーク化活動計画を作成したいけど、他の協定との連携が難しい・・・

連携できる協定がなければ、「多様な組織等の参画」から始めてみませんか？

具体的にどんな組織とどういった連携をすればいいのか・・・

自治会や多面的機能支払活動組織、学校などの「身近な」組織と一緒に草刈りや水路の掃除を行うといった内容でも大丈夫です。また、農家以外の方が活動に参加することもOKです。

すぐに連携できなくても、令和11年度までに連携し、ネットワーク化活動計画を作成できれば大丈夫です。

「多様な組織等の参画」とは、
① 1組織以上の農業者団体以外の組織
又は
② 構成員の10%以上の非農業者が活動に参画（※）することをいいます。

自治会
多面的支払活動組織
土地改良区
非農業者
etc.

※次のどちらかに該当する必要があります。
・協定の構成員になる。
・覚書や参加者名簿などから活動の連携関係が確認できる。

詳しくは裏面をご覧ください。

多様な組織等の参画の活動例
～1つでも、できることから取り組みませんか～

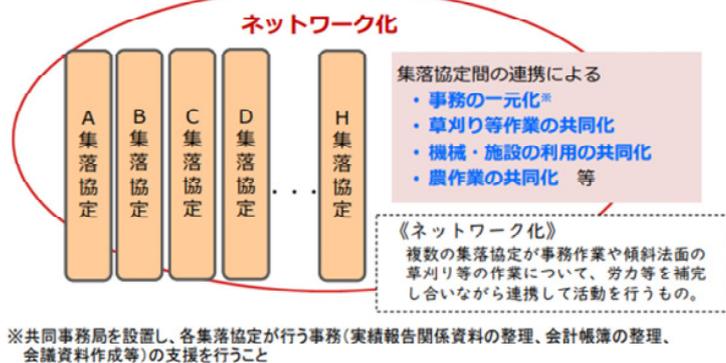
組織等	活動例
自治会	● 農道の草刈り作業を協力して行う。 ● 水路の泥上げ作業を協力して行う。
多面的機能支払活動組織	● 水路の管理を協力して行う。 ● 共同で活動の事務を行う。
土地改良区	● 農道や水路の簡易な補修方法を教えてもらう。 ● 施設の鳥獣被害の点検に協力してもらう。
非農業者	● 経理に詳しい地域住民に事務担当を担ってもらう。 ● 都市住民が、棚田オーナー制度に参加する。 ● グリーン・ツーリズムのPRを担ってもらう。 ● 地域おこし協力隊と協力して、地域ブランドの開発・販売・PRを行う。
学校	● 小学生の田植え体験や収穫体験を受け入れる。 ● 大学のサークルと草刈りなどの保全活動を行う。
子供会	● 棚田での彼岸花の植栽を子供会も参加して行う。 ● 共同してピクトブの設置を行う。
企業	● 商品開発のサポートをうける。 ● 社員の福利厚生活動で、田植えの参加を受け入れる。
NPO	● 協力して農作業体験を企画する。 ● 棚田のPR動画の作成を協力して行う。
その他組織	● 地域の「女性会」が集落協定内で栽培した野菜で加工品を製造、販売する。 ● 「障がい者施設」の利用者が、農福連携の取組として農作業に参加する。

<作成>
農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
〒100-8990 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3502-8111（内線9632）
農林水産省中山間地域等直接支払制度のサイト：
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_saido/

農林水産省
中山間地域等直接支払制度のサイト

（参考）ネットワーク化のイメージ

《ネットワーク化のイメージ》



💡ネットワーク化したとは認められない例

- ✖ 各集落協定の草刈り・水路ざらい等の作業日を同一日に行うのみ（同一日に作業を行うが、各集落協定の作業をそれぞれの協定構成員のみで実施する場合）
- ✖ 特定の農業者が複数の集落協定にまたがって農業生産活動を行うのみ
→ 農作業の人的資源を融通し合うなどの協定間での活動の連携が必要
- ✖ 災害発生時のみの連携
→ 毎年度、随時又は定期的に取り組みを行うことが必要
- ✖ 情報交換や話し合いを行うのみ
→ 実際の協定の活動を連携して行うことが必要

地域計画とネットワーク化の関係

【基本パターン】

地域計画により農地利用の将来ビジョンの共有ができていることから、同じ地域計画区域内の他の集落協定とネットワーク化



※地域計画区域内の全ての集落協定でネットワーク化を目指すことが望ましい

【例外的なパターン】

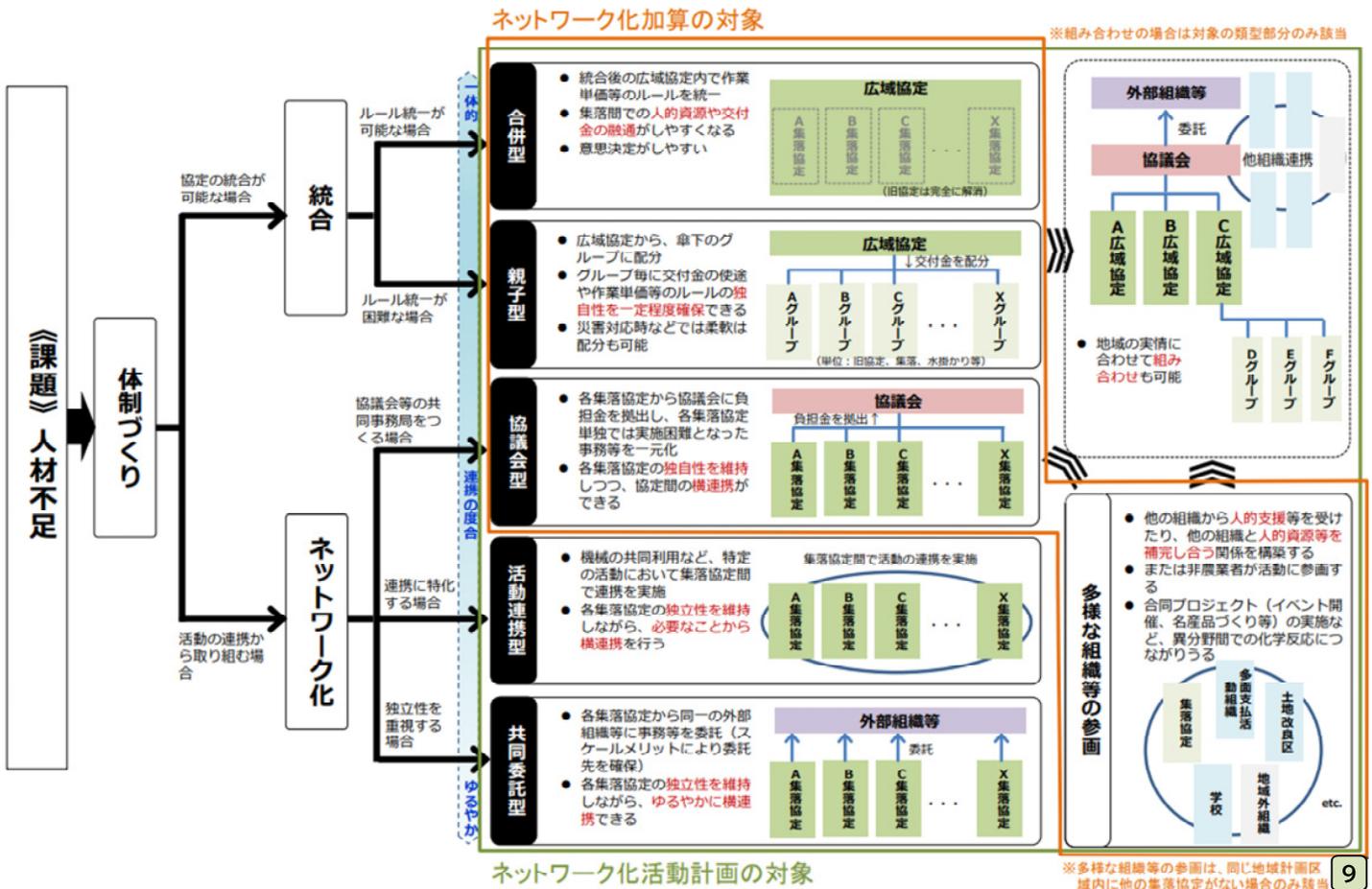
○ 同じ地域計画区域内に集落協定がない場合
○ 他の地域計画区域内の集落協定と行うことが合理的な場合（農地が隣接している、同じ担い手が営農している等）
⇒ 他の地域計画区域内の集落協定とネットワーク化



○ 集落協定が複数の地域計画にまたがっている場合
⇒ 当該集落協定が含まれている地域計画区域内の集落協定とネットワーク化



体制づくりの類型イメージとネットワーク化活動計画やネットワーク化加算の対象範囲

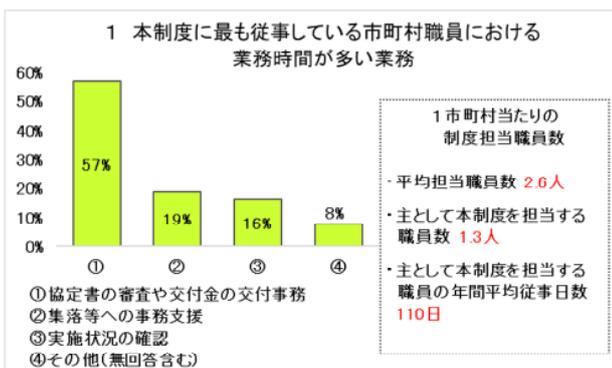


課題 (市町村のマンパワー不足)

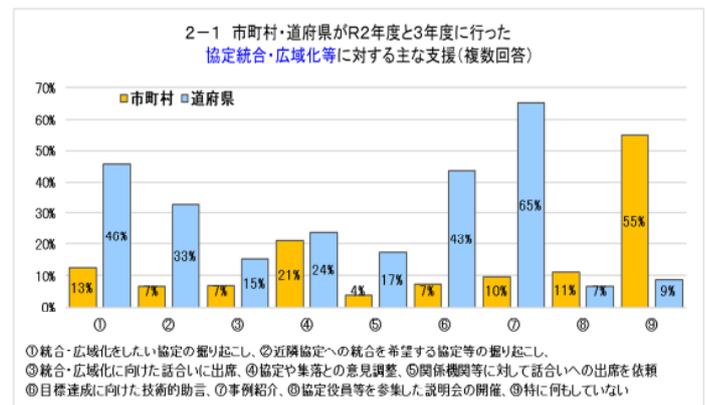
- 集落協定に取組の指導や支援を行っている市町村の担当者は、交付金交付や実施状況の確認等の事務に追われ、**集落協定の体制づくり等への支援に手がまわっていない状況**。
- このような中、令和6年10月に実施したキャラバン等においては、市町村の担当者から**サポート体制を強化してほしいという要望**が多く出された。

市町村のマンパワー不足の現状

- 本制度を主として担当している職員は、1市町村当たり1.3人。その業務については、協定書の審査や交付金の交付事務に非常に多くの時間を要している状況。



- 第6期対策では集落協定のネットワーク化や統合を進めていくこととしているが、特に市町村では広域化への支援まで手がまわっていない状況。

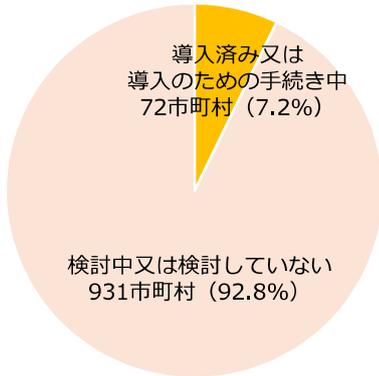


※中山間地域等直接支払の中間年評価 (令和4年度) より

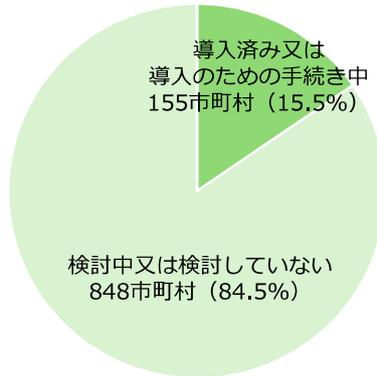
課題（市町村の事務の効率化の余地）

- 市町村の事務の効率化に向けては、衛星画像や現地調査用のタブレット端末、農地情報ソフトウェアの活用が有用だと考えられるが、活用は一部の市町村に留まっており、今後、**デジタル技術を活用した事務効率化を図っていく余地がある**ものと考えられる。

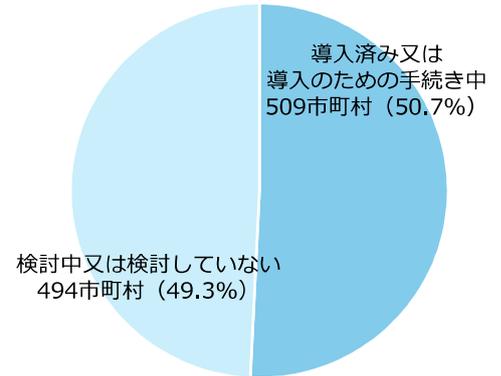
衛星画像解析技術の活用状況



タブレット端末の活用状況



農地情報ソフトウェアの活用状況



令和6年度中山間地域等直接支払制度の実施状況調査（DS調査）をもとに集計

11

スマート農業加算について

別添1

スマート農業加算の対象となるスマート農業技術

「スマート農業技術の活用に関する法律」の第2条第1項で定義されるスマート農業技術（詳細は次の頁）や、それらと同等の共同取組活動の省力化・効率化が可能と考えられる新しい農業技術

想定する主なスマート農業技術

リモコン式自走草刈り機



ドローンや無人ヘリ



水管理システム



自動鳥獣捕獲機



等

スマート農業加算の目標設定例（取組例）

◀目標設定例▶

- ・ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を○割減少させる（又は、「農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる」）
- ・リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を○時間/日だけ減少させる（又は、「リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる」）

スマート農業加算の加算金の使途例

設定した目標を達成するために必要な活動費用やスマート農業機器の購入費用等に充てることが可能です。

- ◎スマート農業機器の購入費
- ◎スマート農業機器の免許取得・更新費用、研修受講費用
- ◎スマート農業機器のメンテナンス費用
- ◎燃料費や作業日当等の作業にかかる経費
- ◎既に所有しているスマート農業機器による取組に係る費用
- ◎スマート農業技術を活用した作業を外部委託にかかる費用等

12

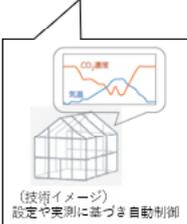
(参考) 「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」におけるスマート農業技術について

スマート農業技術の活用の促進に関する法律におけるスマート農業技術

【定義】 法第2条第1項において、「スマート農業技術」を、次の①から③までに適合した技術と規定。

- ① 農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置、建物及びその附属設備並びに構築物に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

<スマート農業技術の例>

自動運転	作業軽減	センシング/モニタリング	環境制御	経営データ管理	生産データ管理
ロボットトラクター		収量センサ付きコンバイン	ハウス等の環境制御システム	経営・生産管理システム	
自動操舵システム	水管理システム	ドローン/人工衛星	 <p>(技術イメージ) 設定や実測に基づき自動制御</p>	 <p>(技術イメージ) 衛星画像マップでは見えない化</p>	家畜の生体管理システム
自動収穫機		 <p>(技術イメージ) 人は斜面に立つことなく操作</p>			
運搬ロボット					
草刈ロボット	リモコン草刈機				

農林水産省HPより 13

《取組》 市町村の事務効率化の事例

衛星画像やタブレットなどを活用し、現地確認作業の負担が軽減された事例

中山間地域等直接支払交付金

衛星画像データの解析技術を活用して、市内の交付対象農地の管理状況の現地確認作業を大幅に軽減

【愛知県豊田市】

- 衛星画像解析により現地確認の対象農地を削減することに成功
- 2段階の画像解析とタブレット端末の導入により、更なる省力化も実現

課題

2ヶ月に及ぶ現地確認

- ・広大な市域には、交付対象農地が広範囲に存在
- ・現地確認は、2人1組で1日100kmの走行距離、2ヶ月に及ぶ状況（令和2年度）。地図の印刷や、確認結果のシステムへの入力も負担に



【豊田市の対象地域（桃色）】

取組内容

衛星画像解析を活用して確認作業を省力化

- ・農林水産省が公表したマニュアル手法により、衛星画像の解析技術を活用して農地の管理状況を判定し、衛星データで確認可能な農地と、現地確認が必要な農地の特定を令和4年度から本格的に実施
- ・有用な省力化を実現するため、無償の衛星画像によるものと、有償の光学衛星画像による、2段階の画像解析を採用
- ・中山間直払の事務支援システムをGPS付きのタブレット端末上で利用し、地図の表示や現地確認結果の入力をその場で行うことで、現地確認作業も大幅に負担軽減



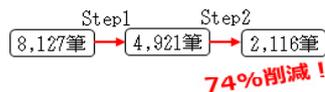
【現地確認対象農地（赤枠）】 【現地確認の様子】

(参考) 衛星画像を用いた現地調査マニュアル URL https://www.maff.go.jp/j/nousintyusan/shirai_seido/eiseieisei.html

取組の成果

現地確認対象農地は全体の3割に

- ・衛星画像の解析による判定の結果、現地確認を要する農地は全体の3割弱にまで削減
- ・解析結果の精度もほぼ100%であることを確認



現地確認に要する日数は4分の1に

- ・現地確認所要日数は、令和2年の56日から、令和3年は28日に、令和4年は14日に減少
- 令和7年度現在も同等の効果を継続



取組地域の概要

○位置



○地域の概要

- ・愛知県の中央に位置し、豊かな森林や市域を貫く矢作川を有する緑のまちでもある。

- 主要作物
・水稲、桃、梨

○集落協定の概要 (R6現在)

協定数：138 (集落協定136, 個別協定2)
面積：778ha(田)、25ha(畑)
交付金額：11,098万円

令和7年7月時点で聞き取りした各地域においてスマート農業加算で導入を検討している主な機器

【取扱い上の留意点】

- 本リストは、スマート農業加算の有効活用を図る上で、できる限り多くの機器等を知っていただくための情報提供を目的に、令和7年7月時点で各地域において導入を検討している主なスマート農業機器を道府県から聞き取り、作成したものです（一般的な情報が普及してきているドローンについては聞き取りの対象外）。聞き取りした機器の中で、製品紹介のURLが不明であったものや、内容がわからずから削除したものを除き、本リストから除外しております。
- 本リストの機器は、基本的にスマート農業加算の活動に導入可能ですが、業者協定が導入機器の選定を行う際には、機器の使用目的がスマート農業加算の趣旨に沿ったものになるよう留意をお願いします。
- 技術の効果等を農林水産省が確認しているものではありませんので、参考にする際にはご注意ください。また、掲載の順序が技術の優先を示すものではありません。各技術の詳細については、利用者に問い合わせるなどして確認を行うようにしてください。

分類①	分類②	社名	製品名	型番	URL
①草刈り関係	ラジコン草刈機	小松商事株式会社		LM-650	https://www.cometsuasou.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	スパイダー		L001	https://www.spaider.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	三協機務株式会社		KJK600	https://www.kojima.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	ヤンマー		YW500RC/YW500RC AE	https://www.yanmar.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	クボタ		ARC-501	https://agric.furukubota.co.jp/product/kuusaku_jap/kuusaku-arc501/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	共立		RCM601	https://www.yamabito.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	DREC	スパイダーモア	RCSF530A	https://www.drec.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	DREC	フルモア	RCH600	https://www.drec.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	共立		RCM600	https://www.yamabito.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	共立		RCM530A	https://www.yamabito.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	ハイガー		HG-R6C501-2	https://www.sageh.co.jp/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	株式会社アテックス	神刈	RJ705	https://www.atetex.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	株式会社新宮商行	TIWAN	RC-751 / RC-1000	https://www.shinomiya.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	株式会社アグリテック	リモコン小型ハンマーナイフモア	SH950RC	https://www.agritech.com/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	マウントエナジージャパン社	MOWING BOY 迅	MKS-65P1	https://www.mountenergy.co.jp/
①草刈り関係	ラジコン草刈機	ゼノア	ペローン	KHM400W	https://www.zenoa.com/
②水管理システム関係	アンテナ	フアーム	フアームアンテナ		https://www.farm.com/
②水管理システム関係	気象センサー	フアーム	気象センサー		https://www.farm.com/
②水管理システム関係	水位センサー、給水ゲート、給水バルブ	フアーム	水田フアーム		https://www.farm.com/
③鳥獣対策関係	センサーカメラ	株式会社エイザックス	MCI センサー式ソーラーカメラ		https://www.aisax.com/
③鳥獣対策関係	センサーカメラ	株式会社ハイク	ハイクカム LT4G		https://www.haik.com/
③鳥獣対策関係	センサー式自動捕獲システム	株式会社アイエスイー	アニマルセンサー-LITE	ANSL-100	https://www.aiesui.com/
③鳥獣対策関係	獣害対策用高圧水装置	鹿ノニック株式会社	ハードソニック		https://www.kunonick.com/
③鳥獣対策関係	獣害対策用低圧水装置	鹿ノニック株式会社	ソフトソニック		https://www.kunonick.com/
③鳥獣対策関係	振動検知センサー	株式会社窓飛	アイホスエコ		https://www.noh.com/
③鳥獣対策関係	長距離無線式捕獲パトロールシステム	株式会社アイエスイー	ほかバト	機種：HPO-100、子機：HPK-100	https://www.aiesui.com/
③鳥獣対策関係	電気柵監視システム	協和テクノ株式会社	エフモスジュニア		https://www.electro-fence.com/
③鳥獣対策関係	発信機・受信機	日本一安い鳥の話			https://www.nippon-itsui.com/
④システム関係（生産管理システム等）	営農支援アプリ	アグリノート	アグリノート		https://www.agrinote.com/
④システム関係（生産管理システム等）	遠隔確認システム（乾燥機、糞攪機）	株式会社山本製作所	YCAS INEO		https://www.yamamoto.com/
④システム関係（生産管理システム等）	遠隔確認システム（乾燥機）	ヤンマー	乾燥機連携ユニット	PHKIT, DRY	https://www.yanmar.com/
④システム関係（生産管理システム等）	栽培管理支援システム	BASF デジタルファーマーミング社	ザルビオ		https://www.basf.com/
④システム関係（生産管理システム等）	自動操舵システム	アグローバル 合同会社	CHONAV	NX610/612	https://aglobal.com/
④システム関係（生産管理システム等）	自動操舵システム	ヤンマー	GNSGガイドシステム・自動操舵システム		https://www.yanmar.com/
⑤その他	アイガモロボット	イセキ	IGAM 2		https://www.iseki.com/
⑤その他	コンバイン（直進・らく直キープ、食味・収量センサー、KSAS連携）	クボタ	DIONITH	DR575S-PFOW-C	https://agric.furukubota.co.jp/product/combine/24c17141130/
⑤その他	コンバイン（水分・収量センサー、MIT搭載）	三菱農業機械		V465/V565/V475A/V575A	https://www.mitsubishi.com/
⑤その他	兼用田植機（スマートアシスト）	ヤンマー		YR	https://www.yanmar.com/
⑤その他	水稲用農業散布ボート（ラジコン）	株式会社エムファクトリー	ジライヤ		https://emfactory.co.jp/
⑤その他	スマート農業ロボット	株式会社DONKEY		CP200	https://donkey.co.jp/
⑤その他	田植機（自動運転、KSAS連携）	クボタ	Agri Robo	NW105A	https://agric.furukubota.co.jp/product/combine/24c17141130/
⑤その他	田植機（直進アシスト、乗用アシスト、KSAS対応）	クボタ	NVLINE	NW605/NW605	https://agric.furukubota.co.jp/product/combine/24c17141130/
⑤その他	田植機（直進アシスト、旋回アシスト）	イセキ	さなえ	PR6D-Z	https://www.iseki.com/
⑤その他	トラクター（スマートアシスト搭載可）	ヤンマー		YT	https://www.yanmar.com/
⑤その他	トラクター（操舵アシスト装置付き）	三菱農業機械		SED	https://www.mitsubishi.com/
⑤その他	トラクター（直進アシスト）	ヤンマー	スマートパイロット	Y1465A	https://www.yanmar.com/
⑤その他	トラクター（直進アシスト）	イセキ		RTS205/204D	https://www.iseki.com/
⑤その他	トラクター（直進アシスト）	イセキ		RTS252/20A1SD	https://www.iseki.com/
⑤その他	トラクター（直進アシスト、KSAS対応）	クボタ	REXIA	NR600(PC)	https://agric.furukubota.co.jp/product/tractor/
⑤その他	トラクター（直進アシスト、KSAS対応）	クボタ	Sluggger	SL600(PC)	https://agric.furukubota.co.jp/product/tractor/
⑤その他	トラクター（直進アシスト、KSAS対応）	クボタ	Sluggger	SL380HCSS3P	https://agric.furukubota.co.jp/product/tractor/
⑤その他	乾燥機（AI搭載、乾燥機遠隔確認システム、運転データ自動記録）	株式会社山本製作所	ウインディビルド	HD-VMR3	https://www.yamamoto.com/
⑤その他	水田雑草対策装置	株式会社ハタケホットケ	ミスニコール		https://hatake.com/
⑤その他	トラクター（直進アシスト）	イセキ	イセキトラクタ	BF600FF60VCY	https://www.iseki.com/

そ の 他

**多面的機能支払交付金の安全な
共同活動の実施について**

道協議会事務局からの連絡事項

P86～P89

多面的機能支払交付金の 安全な共同活動の実施について

北海道農政部農村振興局農村設計課

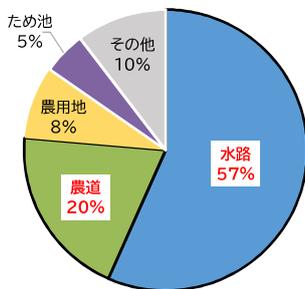
1

多面的機能支払交付金の安全な共同活動の実施について

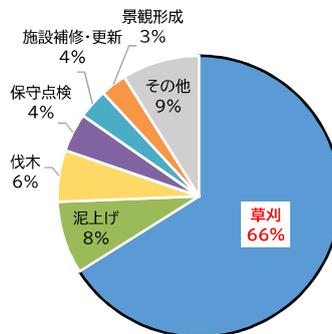
1 事故の傾向(令和6年度)

- 交付金における共同活動においては、令和6年度に203件の事故が報告されています。
- 活動中の事故の多くは、主に水路や農道での草刈作業で転倒・転落、蜂刺され及び草刈機等接触により多く発生しています。

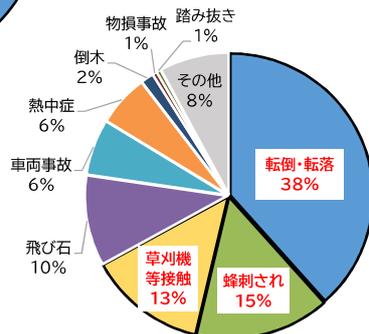
【事故の発生場所の内訳】



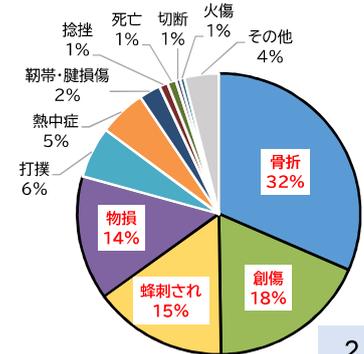
【事故発生時の活動の内訳】



【事故原因の内訳】



【事故による怪我等の状況の内訳】



2

2 安全確認チェックリスト

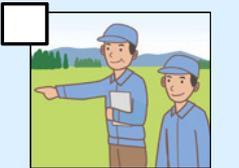
○ 共同活動前に安全確認を行い、事故の発生を防止しましょう。

○ 活動を行う前に、必ず保険に入りましょう

○ 活動前日までに、現地の下見、打合せ、緊急連絡先の確認を必ず行いましょう

○ 活動に当たっては、参加者一人一人が事故防止の意識を持つことが大切です

事前チェック



活動場所の下見をして作業環境を確認しましたか。



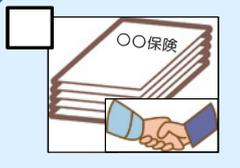
危険な箇所については、テープ等で印を付けたり、作業マップにマーキングしましたか。



参加者の年齢、作業の熟練度等を考慮して作業計画(分担、配置等)を立てましたか。



作業者は機具等の安全な操作方法を習得しましたか。



参加者は全員保険に入りましたか。



緊急連絡表は作成しましたか。

当日チェック



参加者に危険な箇所の説明をしましたか。



機具等を用いる場合、点検は済みましたか。



緊急連絡表の掲示や携帯はしましたか。

2 安全確認チェックリスト

○ 草刈作業中の留意点

1. 防護の徹底 … ヘルメットや防護メガネ、手袋、長靴（または安全靴）

2. 障害物の除去等 … 事前に、草刈範囲の空き缶や石、木片などを取り除く

3. 草刈機の点検・整備 … 刈刃のひび割れや欠け等がある場合には、新しい刈刃と交換。刈刃の確実な固定、飛散物保護カバーの装着を確認。

4. 草刈機の安全な使用 … 安全な使用方法を修得した者が使用する。刈刃に詰まった草や異物を取り除く等作業を中断する際や移動する際にはエンジンを切り、刃の回転が止まったことを確認。

5. 作業間隔の確保 … 複数名で作業を行う場合は、15m以上間隔を置く。

6. 休憩の確保 … 時間を区切ってこまめに休憩。水分補給。

7. 草刈作業への合図 … 作業者に声をかける際には、鏡や笛を用いて遠くから合図。

<作業中の服装チェック>



ヘルメットは被りましたか？

長袖、長ズボンは着用しましたか？

手袋、長靴等は着用しましたか？

防護メガネは着用しましたか？



3 事故の例



(草刈機などの点検)

- ・活動項目：農道・水路の草刈り
- ・作業内容：農道・水路の草刈り作業
- ・事故概要：自走式ロータリーモアを準備中、ブレードが回転しないため、エンジンをかけたまま、点検しようとしたところ、急にブレードが回転した。
- ・被災状況：指の屈筋腱損傷
- ・発生原因：エンジンを切らないまま、点検を行った。



(水路の草刈り)

- ・活動項目：水路の草刈り
- ・作業内容：水路周りの草刈り作業
- ・事故概要：10人で水路の草刈り作業中、傾斜のある法面の草刈り作業者が足を滑らせ、約2mの高さから側溝に誤って転落した。
- ・被災状況：骨折（左足）
- ・発生原因：作業場所の安全確認不足や周囲の声かけ不足。



(ため池堤体の急傾斜)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：ため池の草刈り作業
- ・事故概要：複数名でため池の草刈り作業中、1人が誤ってため池に転落。その後、救助を試みたもう1人も誤ってため池に転落。
- ・被災状況：両名とも死亡
- ・発生原因：安全な作業方法の周知、危険箇所の確認及び周囲の声かけが不足していた可能性。



(堤体の草刈り)

- ・活動項目：ため池の草刈り
- ・作業内容：堤体の草刈り作業
- ・事故概要：トラクターで堤体天端の草刈り作業中、操作を誤ってトラクターごと堤体下に転落。転落する中で車内から投げ出された。
- ・被災状況：死亡
- ・発生原因：作業場所の安全確認、シートベルトの着用など適切な安全対策を怠った可能性。

安全は全てに優先します。
安全な活動の実施に向け、各組織で改めて確認をお願いします。

農林水産省ウェブサイト「多面的機能支払交付金共同活動の安全のしおり」全体版が掲載されています。

(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/tamen_siharai-165.pdf)

 **高めよう 地域協働の力!**
**多面的機能支払交付金
共同活動の安全のしおり**

**共同活動前に安全確認を行い、
事故の発生を防止しましょう**

安全確認チェックリスト

事前 チェック	 活動場所の下見をして 作業環境を確認しましたか。	 危険な箇所については、 テープ等で印を付けたり、 作業マップにマーキング しましたか。	 参加者の年齢、作業の熟練 度等を考慮して作業計画(分 担、配属等)を立てましたか。
	 作業者は機具等の安全な操作 方法を習得しましたか。	 参加者は全員保険に入り ましたか。	 緊急連絡表は作成しまし たか。
	当日 チェック	 参加者に危険な箇所の説明 をしましたか。	 機具等を用いる場合、点検 は済みしましたか。

道協議会事務局からの連絡事項

○ 令和7年度に活動期間が終了する活動組織等における留意点について

(1) 地域資源保全管理構想の策定（詳細：手引き「組織編 P101~P108」「広域編 P120~P127」）

活動組織等は活動期間中に地域資源保全管理構想を策定し、市町村長に提出する必要がある。

また、市町村においては認定等の承認行為は必要無いが、道協議会へ写しの提出をお願いしている。（提出時期：翌年度4月25日までに、実施状況の確認結果に添付して提出）

(2) 交付金の精算

多面的機能支払交付金実施要領に基づき、事業計画に定める実施期間中の各年度末に交付金の残額が生じた活動組織は、当該残額を市町村長に返還することとされている。

ただし、活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、本交付金の取組を継続する活動組織等にあっては、新たな事業計画の年度当初に交付金の交付が行われるまでの間（概ね4月～6月の間）の活動資金を確保することを目的に、単年度交付額の3割程度を上回らない範囲で持越して使用することが可能である。

(3) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

令和8年度から新たな活動期間（5か年）となる継続活動組織が、更なる増進活動に向けた活動支援加算を継続して受けようとする場合は、多面的機能の増進を図る活動の取組を現活動期間よりも一つ以上増やす必要がある。

○ 今後の実施状況報告書の提出について

多面的機能支払交付金実施要綱及び実施要領に基づき、活動組織は、市町村長に実施状況を報告し、市町村は事業計画に定められている事項の実施状況を確認して、その結果を北海道知事に報告することとされている。

このため、活動組織は、市町村が定める日まで関係書類を市町村担当者に提出し、市町村は、その確認結果を翌年度4月25日までに道協議会に関係書類と併せ提出する。

Memo

